

八幡市高齢者健康福祉計画 及び第7期介護保険事業計画

平成30年3月

八 幡 市

はじめに

介護保険制度が平成 12（2000）年に開始されて以来、18 年の歳月が経過しました。この間、要介護認定者の増加とともに介護のサービス提供基盤も整備され、高齢者の介護を社会全体で支える制度として定着してきています。

しかし、国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、さらに高齢化が進むことが予測されており、それに伴い介護給付費の増加、介護従事者の不足、医療と介護の連携、認知症高齢者の増加が大きな課題となります。



本市におきまして、第 6 期間（2015 年から 2017 年）で高齢化率は、1.9%上昇し、第 7 期間（2018 年から 2020 年）でも 1 %の上昇を予測しております。これらの変化に対応するため、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んでまいりました。

高齢者健康福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画では、第 6 期間に引き続き基本理念を「健康いきいき・助け合いの心あふれるまち・八幡」としました。地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者の方の自立支援、要介護状態の重度化防止を図るため、医療と介護の連携、地域における生活支援体制の整備、そして認知症に対する総合支援等の新たな事業にも取り組んでまいります。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様を始め、策定にご尽力を賜りました八幡市介護保険事業計画等策定委員会の皆様並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月

八幡市長

堀 口 文 昭

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 介護保険制度の改正内容	4
6 地域包括ケアシステム	6
7 日常生活圏域の設定	8
8 計画の進行管理	10
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
1 市の概況	11
2 人口と世帯	12
3 要介護認定者の状況	14
第3章 高齢者サービスの現状	15
1 高齢者保健福祉サービスの現状	15
2 介護保険サービスの現状	21
第4章 基本理念と重点課題	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 重点課題	27
4 施策体系	29
第5章 施策の方向性	30
1 地域包括ケアの推進	30
（1）地域包括支援センターの機能強化	31
（2）地域福祉ネットワーク活動の推進	33
（3）相談体制と情報提供の充実	34
（4）医療と介護の連携	35
2 健康づくりと介護予防の推進	36
（1）健康づくり・生活習慣病予防の推進	36
（2）介護予防・日常生活支援総合事業の推進	38

3	社会参加と生きがいづくりの促進	42
(1)	生涯学習の推進	42
(2)	社会参加の推進	43
(3)	雇用・就労対策の推進	44
4	認知症施策の推進と家族介護者への支援	45
(1)	認知症支援の充実	46
(2)	権利擁護の推進	47
(3)	介護者への支援	48
5	安心して暮らし続けられる生活環境の整備	49
(1)	高齢者が活動しやすい生活環境づくり	49
(2)	防災・防犯・交通安全対策の推進	50
(3)	生活支援サービスの推進	51
6	介護保険サービスの質の向上と円滑な運営	52
(1)	介護保険サービスの提供体制の充実	52
(2)	介護サービスの質の向上と適正な運営	53

第6章 介護保険事業計画の展開 56

1	介護保険事業の推計の手順	56
2	介護保険事業の対象者数の推計	57
3	介護保険サービスの充実	59
4	介護保険サービスの見込み	61
5	標準給付費、地域支援事業費の見込み	64
6	介護保険料基準額の設定	65

第7章 計画の進行管理 69

1	計画の進行管理	69
---	---------	----

資料編 70

1	八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項	70
2	八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	72
3	策定経過	73
4	アンケート調査結果概要	74
5	用語解説	85

1 計画策定の背景

日本の高齢者人口（65 歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在、高齢化率は 26.7%となっています。八幡市でも、2015（平成 27）年度に団塊の世代が 65 歳を迎えて以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等により解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

八幡市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3 年を 1 期とする「高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。

2017（平成 29）年度には、本計画の第 6 期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）が終了することから、国や京都府の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざす新たな計画を策定します。

2 計画策定の目的

本計画は、八幡市の高齢者健康福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めることを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

<法的位置づけ>

高齢者健康福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

<高齢者福祉計画と介護保険事業計画との兼ね合い>

本計画は、地域包括ケアシステムの実現をめざし、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定し、総称を「高齢者健康福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」とします。

<市の上位・関連計画との位置づけ>

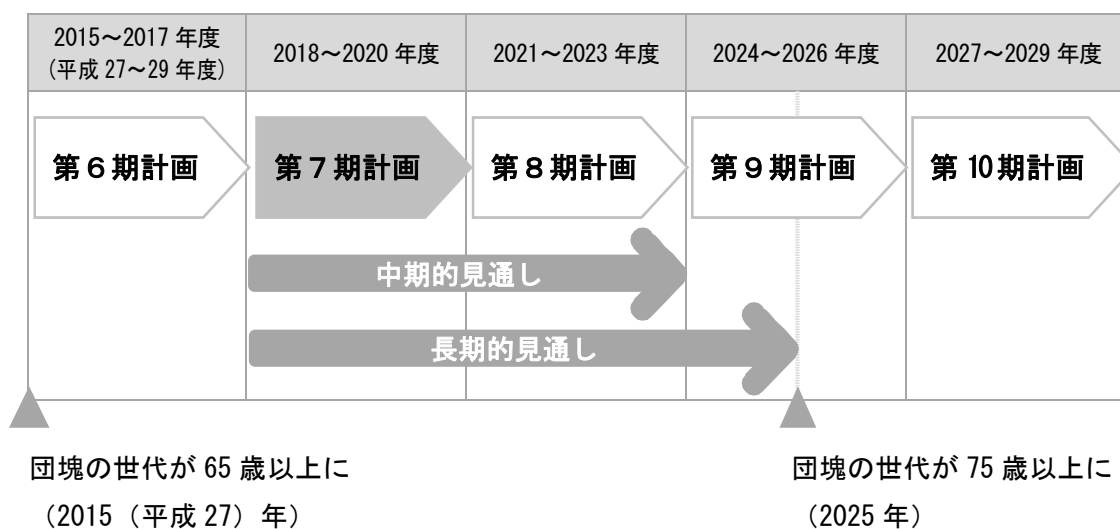
2018（平成 30）年度からの 10 年間を計画期間とする第 5 次八幡市総合計画の高齢者分野として位置づけられるものです。また、地域福祉計画等の関連計画との整合を取ります。

また、京都府の「京都府介護保険事業支援計画」や「京都府高齢者保健福祉計画」等の国・府の関連計画等との整合性にも配慮して策定します。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される 2020 年及び 2025 年における高齢者人口などを基に、八幡市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



5 介護保険制度の改正内容

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画に行われる今回の制度改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、改正が行われています。

主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

- ① データに基づく課題分析と対応
(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与
- を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

(2) 新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である介護医療院を創設する。

病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨を明記。

② この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、多様で複合的な地域生活課題を解決するための体制。

③ 地域福祉計画の充実

- ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。
- ・高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。

(4) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

(5) 介護納付金における総報酬割の導入

- ・第2号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- ・各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成 29 年 8 月分より実施】

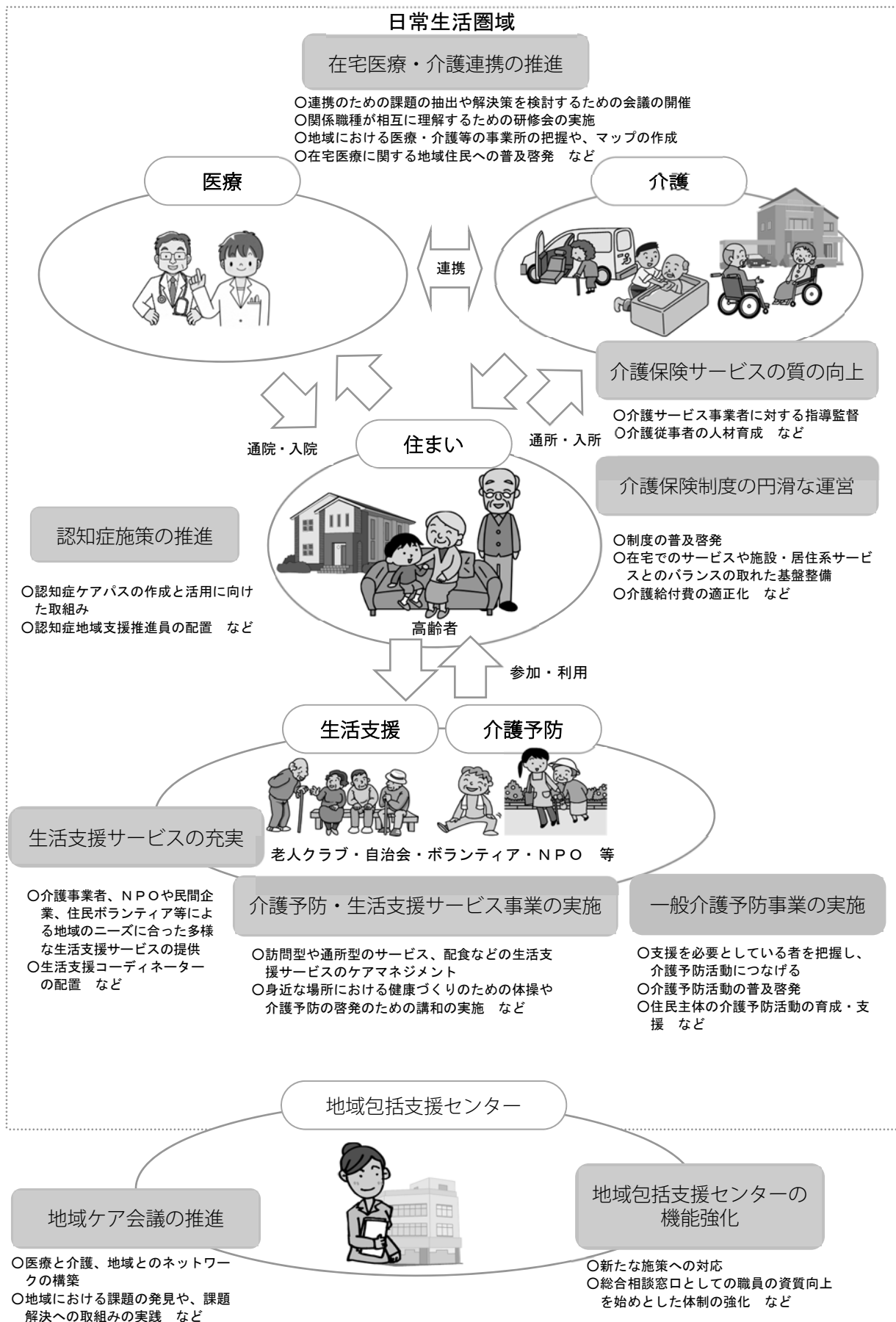
6 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



7 日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域は中学校区域とします。

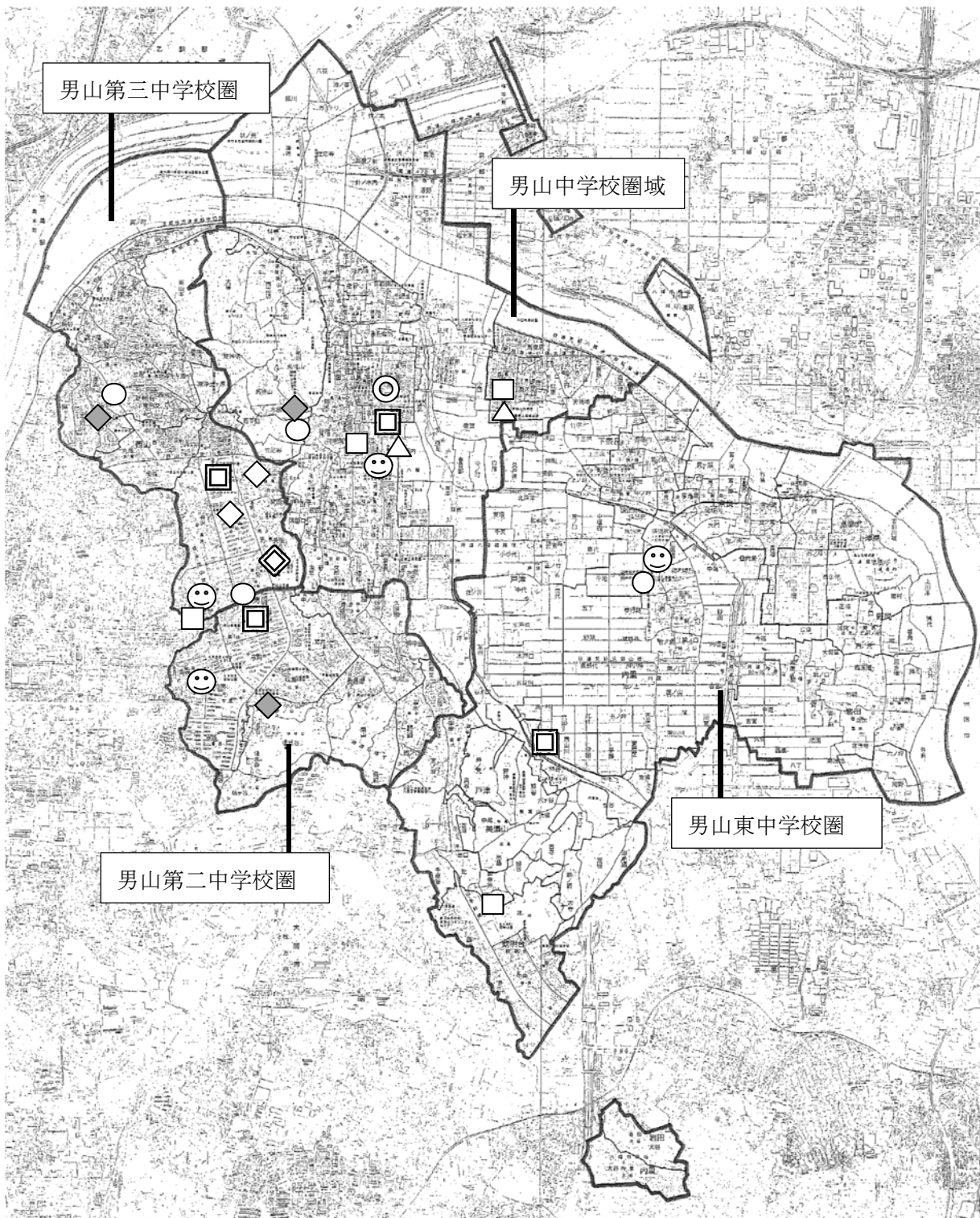
どの圏域においても安心して暮らし続けられるよう、より身近な場所で医療・介護・福祉が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアを推進します。

【圏域ごとの人口・高齢者数・要介護等認定者数・高齢化率】

(単位：人)

圏域名		男山 中学校圏域	男山第二 中学校圏域	男山第三 中学校圏域	男山東 中学校圏域	合計
平成 27 年度	人口（合計）	18,903	20,113	22,088	11,370	72,474
	40～64 歳人口	6,328	6,896	7,318	3,921	24,463
	65 歳以上人口	5,747	5,474	6,624	2,205	20,050
	75 歳以上人口	2,401	2,027	2,605	906	7,939
	65 歳以上認定者数	1,109	848	1,081	384	3,422
	高齢化率	30.4%	27.2%	30.0%	19.4%	27.7%
平成 28 年度	人口（合計）	18,844	19,986	21,995	11,387	72,212
	40～64 歳人口	6,230	6,777	7,250	3,971	24,228
	65 歳以上人口	5,895	5,718	6,781	2,287	20,681
	75 歳以上人口	2,509	2,215	2,784	940	8,448
	65 歳以上認定者数	1,146	886	1,124	398	3,554
	高齢化率	31.3%	28.6%	30.8%	20.1%	28.6%
平成 29 年度	人口（合計）	18,717	19,901	21,834	11,370	71,822
	40～64 歳人口	6,131	6,732	7,146	4,039	24,048
	65 歳以上人口	6,063	5,849	6,909	2,356	21,177
	75 歳以上人口	2,743	2,394	2,983	1,001	9,121
	65 歳以上認定者数	1,199	924	1,139	430	3,692
	高齢化率	32.4%	29.4%	31.6%	20.7%	29.5%

【日常生活圏域】



- ◎ 八幡市役所 □ 中学校 □ 病院 ○ 特別養護老人ホーム
 △ 介護老人保健施設 ◆ 認知症対応型共同生活介護 ◇ 小規模多機能型居宅介護
 ◇ 認知症対応型通所介護 ☺ ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）

本計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理の役割を担う「八幡市介護保険事業計画等策定委員会」を運営し、介護給付の実施状況や各種施策・事業の進捗状況、数値目標の点検や評価等を行うこととします。

なお、計画の進捗状況については、適宜、市民に公表するなど情報公開に努めます。

1 市の概況

本市は京都府の南西部、木津川、宇治川、桂川が合流して淀川となる地点に位置し、京都と大阪の中間にあって、交通至便な立地条件を有しています。

北部は桂川を境に大山崎町に、北部から東部にかけては木津川を境に京都市、久御山町、城陽市に、南部は京田辺市に、西部は大阪府枚方市、同島本町に接しています。

市域面積は 24.35km²、東西約 6.7km、南北約 8.5km で、標高 40m から 140m のなだらかに起伏した丘陵地形です。

道路は、一般国道 1 号、第二京阪道路、京都第二外環状道路などの広域幹線道路のほか、府道等の道路網が整備され、さらに新名神高速道路の整備が進むなど、京都と大阪を結ぶ交通の要所に位置しています。鉄道は京阪電鉄本線が市域の北部を通っており、利用駅として八幡市駅、橋本駅があります。

明治 22（1883）年の町村制によって八幡町、都々城村、有智郷村が誕生し、昭和 29（1954）年には 1 町 2 村が合併して、八幡町となりました。昭和 47（1972）年からの男山団地の開発が主因になり、人口は急増し、昭和 52（1977）年には市制を施行しました。

気候は比較的温暖で、年間の平均気温は 15～16℃、年間降雨量は 1,500mm 程度です。

2 人口と世帯

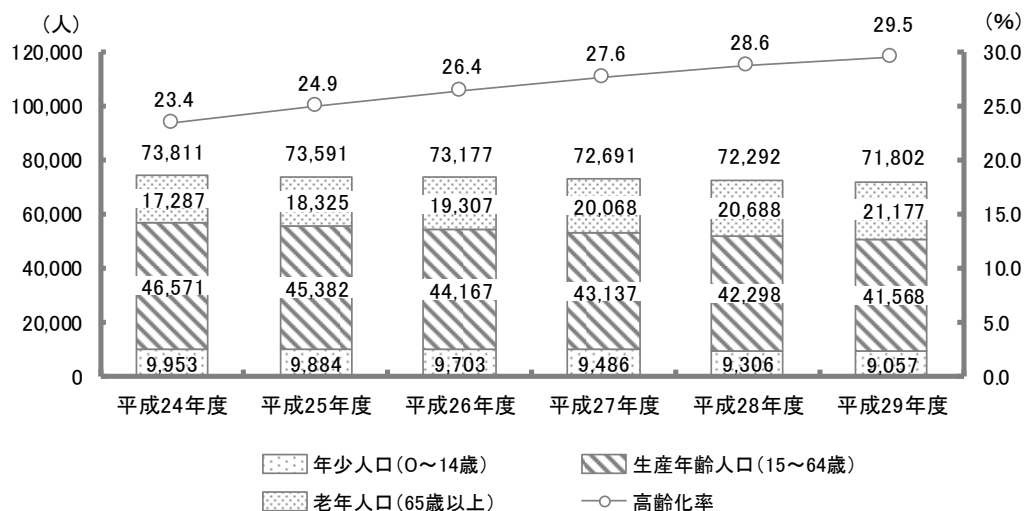
(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成 24 年度に 73,811 人であったのが平成 29 年度には 71,802 人となっています。

65 歳未満の人口が減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成 29 年度の高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）は 29.5%と、この6年間で 6.1 ポイント上昇しています。

人口の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	73,811	73,591	73,177	72,691	72,292	71,802
0～14 歳	9,953	9,884	9,703	9,486	9,306	9,057
15～64 歳	46,571	45,382	44,167	43,137	42,298	41,568
40～64 歳	25,673	25,245	24,833	24,506	24,250	24,046
65 歳以上	17,287	18,325	19,307	20,068	20,688	21,177
65～74 歳	10,397	11,135	11,781	12,120	12,230	12,050
75 歳以上	6,890	7,190	7,526	7,948	8,458	9,127
高齢化率	23.4%	24.9%	26.4%	27.6%	28.6%	29.5%
後期高齢化率	9.3%	9.8%	10.3%	10.9%	11.7%	12.7%



資料：住民基本台帳（各年 9 月末日現在）

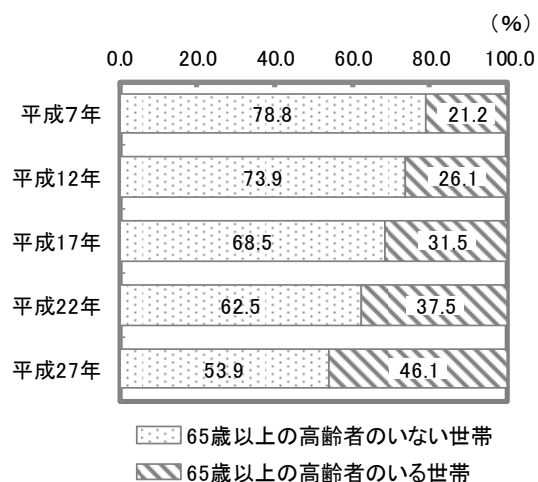
(2) 世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、平成7年では全体の21.2%でしたが、平成27年には46.1%となっています。なかでも、ひとり世帯と高齢者夫婦でいずれかが65歳以上の割合が増加しており、両者を合わせると、61.9%となっており、平成27年の高齢者のいる世帯の約6割をしめています。

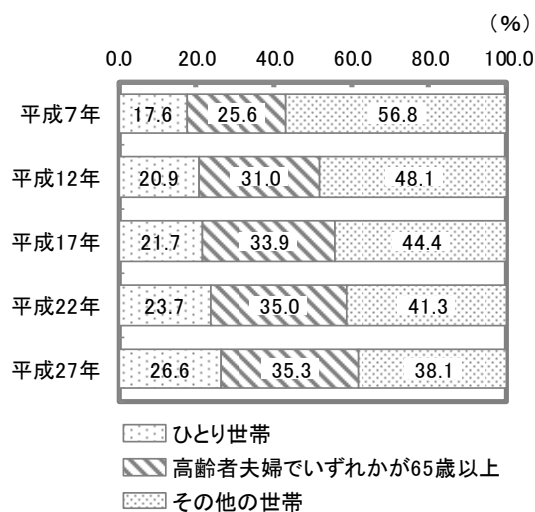
世帯の推移

	世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯				65歳以上の 高齢者のい ない世帯
			ひとり世帯	高齢者夫婦 でいずれか が65歳以上	その他の世帯	
平成 7年	25,010	5,301	932	1,358	3,011	19,709
	100.0%	21.2%	17.6%	25.6%	56.8%	78.8%
12年	26,092	6,800	1,421	2,111	3,268	19,292
	100.0%	26.1%	20.9%	31.0%	48.1%	73.9%
17年	27,326	8,618	1,870	2,923	3,825	18,708
	100.0%	31.5%	21.7%	33.9%	44.4%	68.5%
22年	28,782	10,800	2,559	3,782	4,459	17,982
	100.0%	37.5%	23.7%	35.0%	41.3%	62.5%
27年	29,238	13,465	3,576	4,754	5,135	15,773
	100.0%	46.1%	26.6%	35.3%	38.1%	53.9%
27年 (府)	1,151,422	461,379	136,531	143,695	181,153	690,043
	100.0%	40.1%	29.6%	31.1%	39.3%	59.9%

【65歳以上の高齢者の有無】



【65歳以上の高齢者の有無】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

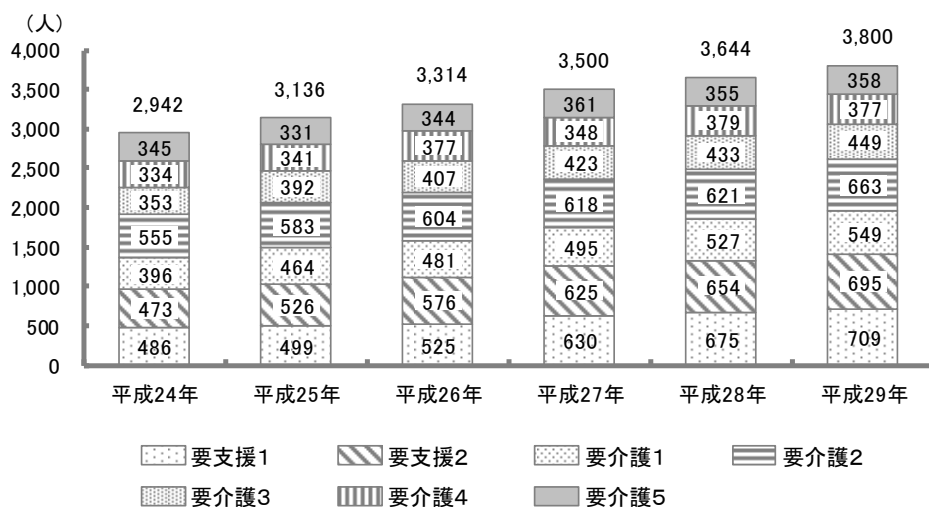
3 要介護認定者の状況

要介護認定者は増加傾向にあり、平成 24 年では 2,942 人でしたが、平成 29 年には 3,800 人となっています。なかでも、要支援 1、要支援 2 の増加が多く、平成 24 年の約 1.5 倍となっています。認定率をみると、本市は全国、京都府に比べ低い水準で推移しています。

要介護認定者数の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
高齢者人口	17,287	18,325	19,307	20,068	20,688	21,177
要支援 1	486	499	525	630	675	709
要支援 2	473	526	576	625	654	695
要介護 1	396	464	481	495	527	549
要介護 2	555	583	604	618	621	663
要介護 3	353	392	407	423	433	449
要介護 4	334	341	377	348	379	377
要介護 5	345	331	344	361	355	358
合計	2,942	3,136	3,314	3,500	3,644	3,800
認定率(八幡市)	16.5%	16.9%	16.6%	16.7%	17.2%	17.4%
認定率(京都府)	19.0%	19.2%	19.3%	19.5%	19.7%	19.9%
認定率(全国)	17.6%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	18.1%

※認定率には第 2 号被保険者の要介護認定者は含まない



資料：庁内資料、見える化システム

1 高齢者保健福祉サービスの現状

(1) 健康づくり

高齢者が健康で生き生きと地域で暮らし続けることができるように、壮年期以前から生活習慣病の予防をはじめ、積極的な健康づくりを推進しています。

① 健康手帳の活用

40 歳以上の市民を対象に、日常的な健康状態を継続的に記録し、自らの健康管理に役立てるように、健康相談や健診（検診）受診の際に健康手帳を交付し、活用を促進しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康手帳交付数	343	145	140

（平成 29 年度は見込み）

② 健康教育

40 歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、自らの健康は自ら守る、という認識と自覚を高め、市民が健康で明るい生活を営むことを意識づける機会としています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数
65 歳以上の参加者数	42	1,090	38	1,266	38	1,200

（平成 29 年度は見込み）

③ 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

医療保険者が主体となって40～74歳のすべての市民を対象に、メタボリック症候群の予防に重点をおいた特定健康診査を指定医療機関で実施しています。特定健康診査の結果に基づいて該当者には特定保健指導を母子センター・文化センターで実施しています。

■特定健康診査

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
65 歳以上の受診者数	8,251	4,217	8,167	4,133	8,000	4,000

(平成 29 年度は見込み)

■特定保健指導

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数
65 歳以上の終了者数	387	55	344	32	350	40

(平成 29 年度は見込み)

■後期高齢者健康診査

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	対象者数	利用者数	対象者数	利用者数	対象者数	利用者数
65 歳以上の受診者数	7,124	2,078	7,475	2,343	8,020	2,524

(平成 29 年度は見込み)

④ 健康フェスタ

市民の健康意識の高揚を図り、一人ひとりが健康づくりを意識し、疾病予防や健康づくりのきっかけとなることを目的に、測定や体験を行えるイベントを年 1 回開催しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数	約 2,100	約 2,400	約 700

(平成 26 年度よりの新規事業)

※平成 29 年度は台風の影響あり

(2) 介護予防

介護予防を総合的に推進するため、すべての高齢者を対象とした一次予防事業と主に虚弱な高齢者を対象とする二次予防事業、要支援1・2を対象とする予防給付が連続性をもって効果的に実施されるよう、保健・医療・福祉・介護の各施策の連携を推進しています。

※一次予防事業及び二次予防事業は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行。

① 二次予防事業の対象者把握事業→29年度より「見守り支援対象者把握事業」

65歳以上の第1号被保険者（要介護認定で要支援、要介護の認定を受けている高齢者を除く）を対象に基本チェックリストを送付し、回答結果により生活機能に低下があると判断された人に対し、介護予防教室の案内を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基本チェックリスト発送者数	1,615	1,535	5,803

※平成27、28年度は送付対象者を65歳到達者等に限定。

※平成29年度は送付対象者を65歳から3歳刻みの年齢に限定。

② 閉じこもり予防事業（いきいき介護予防教室）

基本チェックリストで閉じこもり・認知症・低栄養、口腔機能の低下のおそれがあると判断された高齢者を対象に、運動やレクリエーション、食事や栄養の話、嚥下訓練などの多機能の改善、予防を目的とした教室を実施しています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
実績値	54	443	54	593	54	810

（平成29年度は見込み）

③ 運動器の機能向上支援事業（パワーアップ介護予防教室）

基本チェックリストで運動器の機能低下のおそれがあると判断された高齢者を対象に、体力測定や体操、筋トレなどを行い、運動器の機能向上を目的とした教室を実施しています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
実績値	60	749	60	824	60	900

（平成29年度は見込み）

⑥ 二次予防事業の対象者訪問指導事業

基本チェックリストでうつのおそれがあると判断された高齢者を訪問し、現状の把握、指導、社会資源の情報提供などを実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	訪問延人数	訪問延人数	訪問延人数
実績値	16	24	20

(平成 29 年度は見込み)

(3) 生きがい・社会参加

生活機能の低下を招かないように高齢者一般施策として、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動の支援、世代間交流などの機会づくりなど社会参加を推進しています。

① 老人の家（南ヶ丘・都）

レクリエーションや趣味等の活動ができるスペースを設けており、市内に住所を有する 60 歳以上の人利用しています。

② 老人憩いの家（八寿園）

市内に住所を有する 60 歳以上の人利用でき、レクリエーションや趣味等の活動が行われています。

③ 老人クラブ連合会への助成

幼稚園・保育園児との世代間交流や、見守りや清掃などの地域貢献活動、スポーツや文化活動など、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、老人クラブ連合会の運営を支援しています。

④ シルバー人材センターへの助成

健康で働く意欲がある高齢者（60 歳以上）が豊かな経験を活かし、働くことを通じ社会参加できる仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援しています。

⑤ 介護支援サポーター事業

65 歳以上の介護保険の認定を受けていない高齢者が、自身の健康増進や、介護予防、社会参加、社会貢献することを目的に、市内の介護保険施設において、ボランティア活動をした際にその活動実績に応じ、ポイントを付与し、換金を行います。

(4) 介護者への支援

要介護者を介護している家族などに対し、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりについての知識や技術習得のための機会等の提供を行っています。

① 家族介護者交流事業

市内の在宅で介護をしている家族を対象として、介護者同士の交流の場を提供したり、家族介護者教室で適切な介護方法を身につけたりすることを目的として実施しています。

② 紙おむつ等助成事業

紙おむつ等の支給により、経済的負担の軽減だけでなく、要介護認定者の生活環境の改善を含め在宅介護の支援を行います。

③ 家族介護者慰労金助成事業

過去1年間、介護保険サービスを利用していない在宅で生活する重度要介護認定者を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、家族介護の継続を支援します。

④ 介護の日事業

介護への理解を深め、地域における支え合いの輪を広げることを目的とした講演会等を開催します。

(5) 認知症高齢者への支援及び高齢者の尊厳確保

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるように支援しています。

① 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援しながら、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	384	326	400

(平成 29 年度は見込み)

② 八幡市あんしんネットワーク

協力機関によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったとき、警察署、協力機関等の協力を得て、できる限り早期に発見・保護するシステムです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事前登録者数	—	3	20
協力機関登録数	—	45	80

(平成 29 年 1 月よりの新規事業・平成 29 年度は見込み)

③ 認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の方とその家族が集う場です。地域包括支援センターの職員が認知症に関する悩みや介護者の相談に応じます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数	110	185	110

(平成 29 年度は見込み)

④ 成年後見制度

認知症などで判断能力が十分ではない人について、代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が、本人の財産管理や身上監護等を行う制度の活用を支援しています。

2 介護保険サービスの現状

介護予防居宅サービスをみると、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護で平成 27 年度、平成 28 年度ともに実績が計画値を大きく上回っています。

介護予防居宅サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数・日数の計画値と実績値

サービス種類	単位	計画値		実績		対計画比	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防訪問介護	人/年	3,600	3,732	3,638	3,779	1.01	1.01
介護予防訪問入浴介護	回/年	12	12	0	3	0.00	0.25
介護予防訪問看護	回/年	2,659	2,825	3,014	2,661	1.13	0.94
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	838	1,313	456	364	0.54	0.28
介護予防居宅療養管理指導	人/年	228	252	374	449	1.64	1.78
介護予防通所介護	人/年	2,052	2,004	2,001	2,245	0.98	1.12
介護予防通所リハビリテーション	人/年	1,188	1,332	1,390	1,887	1.17	1.42
介護予防短期入所生活介護	日/年	199	200	379	376	1.90	1.88
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/年	16	16	32	3	2.00	0.19
介護予防短期入所療養介護（医院等）	日/年	0	0	0	0	—	—
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	120	132	218	249	1.82	1.89
介護予防福祉用具貸与	人/年	2,016	2,112	2,352	2,892	1.17	1.37
介護予防特定福祉用具販売	人/年	84	84	97	110	1.15	1.31
介護予防住宅改修	人/年	120	120	144	161	1.20	1.34
介護予防支援	人/年	6,516	6,864	7,145	8,045	1.10	1.17

資料：見える化システム

介護予防居宅サービスをみると、訪問入浴介護で平成 27 年度、平成 28 年度ともに実績が計画値を大きく上回っています。また、短期入所療養介護（医院等）では平成 28 年度で計画値を大きく上回っています。

居宅サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数・日数の計画値と実績値

サービス種類	単位	計画値		実績		対計画比	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
訪問介護	回/年	115,960	122,572	109,490	111,907	0.94	0.91
訪問入浴介護	回/年	1,268	1,171	2,047	2,080	1.61	1.78
訪問看護	回/年	19,439	21,391	21,252	23,230	1.09	1.09
訪問リハビリテーション	回/年	6,652	7,678	4,939	4,529	0.74	0.59
居宅療養管理指導	人/年	3,948	4,296	4,090	4,487	1.04	1.04
通所介護	回/年	58,164	60,332	52,158	45,695	0.90	0.76
通所リハビリテーション	回/年	32,417	35,558	37,410	38,017	1.15	1.07
短期入所生活介護	日/年	11,809	12,683	11,908	10,371	1.01	0.82
短期入所療養介護（老健）	日/年	3,674	3,779	3,100	2,927	0.84	0.77
短期入所療養介護（医院等）	日/年	2	2	0	15	0.00	7.50
特定施設入居者生活介護	人/年	1,368	1,476	1,083	1,024	0.79	0.69
福祉用具貸与	人/年	9,492	10,356	8,829	9,273	0.93	0.90
特定福祉用具販売	人/年	192	204	183	210	0.95	1.03
住宅改修	人/年	168	180	182	153	1.08	0.85
居宅介護支援	人/年	14,004	15,084	13,652	13,969	0.97	0.93

資料：見える化システム

介護予防地域密着型サービスをみると、平成 27 年度、平成 28 年度ともに実績が計画値を上回ったものではありませんが、介護予防認知症対応型通所介護では平成 27 年度で計画値を大きく上回っています。

介護予防地域密着型サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数の計画値と実績値

サービス種類	単位	計画値		実績		対計画比	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	6	6	15	0	2.50	0.00
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	72	72	65	79	0.90	1.10
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	12	12	0	0	0.00	0.00

資料：見える化システム

地域密着型サービスをみると、平成 27 年度、平成 28 年度ともに実績が計画値を上回ったものではありませんが、地域密着型通所介護では平成 28 年度で計画値を大きく上回っています。

地域密着型サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数の計画値と実績値

サービス種類	単位	計画値		実績		対計画比	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	96	144	2	56	0.02	0.39
認知症対応型通所介護	回/年	3,331	3,428	2,035	2,391	0.61	0.70
小規模多機能型居宅介護	人/年	396	408	265	298	0.67	0.73
認知症対応型共同生活介護	人/年	684	684	658	661	0.96	0.97
地域密着型 特定施設入居者生活介護	人/年	0	84	0	0	－	0.00
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	84	348	57	328	0.68	0.94
地域密着型通所介護	回/年		235	0	7,852	－	33.41

資料：見える化システム

施設サービスをみると、概ね計画値通りとなっています。

施設サービス（介護給付）の利用者数の計画値と実績値

サービス種類	単位	計画値		実績		対計画比	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護老人福祉施設	人/年	2,472	2,484	2,531	2,555	1.02	1.03
介護老人保健施設	人/年	3,312	3,408	3,674	3,679	1.11	1.08
介護療養型医療施設	人/年	492	492	483	387	0.98	0.79

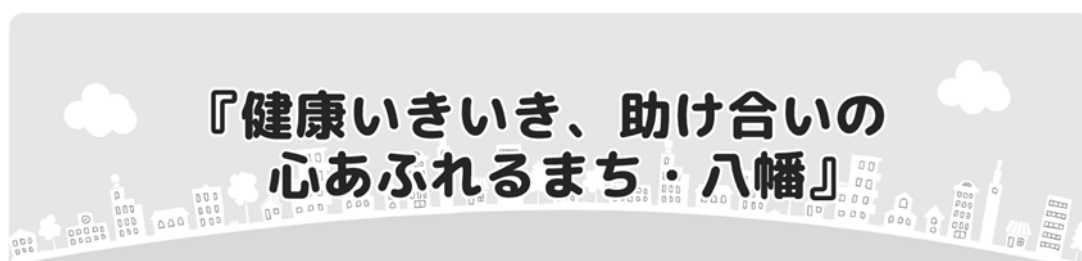
資料：見える化システム

1 基本理念

2025年には団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者等など支援が必要な高齢者が増加することが予測されています。こうしたなか、すべての高齢者が生きがいを持ち、健康で安心して暮らし続けるために健康寿命の延伸や重度化防止の対策の促進、急増する支援が必要な高齢者を支える仕組みづくり、多様で複合的な問題に対応できるサービス提供体制の整備が求められています。

また、サービスを受けるだけでなく、地域のあらゆる住民が地域の問題に関心を向け、役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりを推進し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

本計画においては、前計画の基本的な考え方を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、計画の基本理念を「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」とし、八幡市に暮らす高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。



2 基本目標

基本理念を実現するため、次の6項目を基本目標として設定します。またそれら基本目標を達成するために、「第5章 施策の方向性」において、各基本目標に対応する基本施策を設定し、具体的に取り組を推進します。

基本目標 1 地域包括ケアの推進

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、高齢者のニーズや状態に応じた医療、介護、福祉のサービスやさまざまな生活支援サービスを、どの地域でも継続的、包括的に提供できるよう体制づくりを推進します。

また、地域で高齢者を支えるシステムの中核機関として位置づけられる、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化を図り、様々な地域資源が連携するネットワークの強化に努めます。

さらに、地域ケア会議を充実し、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、解決に向けた取組へつなげます。

基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命の延伸に向け、日頃からの健康づくりや、介護予防の推進を図ります。地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防を推進し、高齢者が自立した生活を送り、自分らしくいきいきと暮らせるよう支援します。

地域の生活支援ニーズと資源の把握を行い、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実を目指します。

基本目標 3 社会参加と生きがいの促進

高齢者が生涯にわたって、個性を発揮し、心豊かに健康で充実した生活を送るために、高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が地域の担い手として、積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

基本目標 4 認知症施策の推進と家族介護者への支援

認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症に関する知識の普及啓発の推進や、早期発見・診断・対応の仕組みづくり、家族介護者の負担軽減など、認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークを強化します。

基本目標 5 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備や、災害時の支援体制の整備、防犯・防災対策の推進を図ります。また、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

基本目標 6 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

介護を必要とする高齢者に適切なサービスを提供するとともに、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護保険サービスの質と量を確保するとともに、介護給付の適正化に努め、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していきます。

3 重点課題

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことのできるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現が重要ですが、アンケートの調査結果から、主に以下のような傾向がうかがえました。

(1) 健康づくりの推進

生活習慣の乱れなどから、生活習慣病等の重症化が想定されます。特に男性においては、介護・介助が必要になる原因として「脳卒中」「糖尿病」の割合が高くなっています。元気なうちから、生活習慣病予防等健康で幸せに暮らせる地域づくりの推進が必要です。

施策への反映 ⇒ ◆健康づくり・生活習慣病予防の推進（P36）

(2) 介護予防の推進

身体機能や、転倒の不安について、加齢とともに増加傾向となっています。身体機能の低下は外出を抑える最も大きな原因であり、転倒・骨折は介護・介助が必要になる原因となっています。今後急増する高齢者に対し、生活機能が低下する以前から運動機能の改善等健康づくり・介護予防を強化し、高齢者の身体機能改善を図ることが必要です。

施策への反映 ⇒ ◆介護予防・日常生活支援総合事業の推進（P38）

(3) 認知症施策の推進

高齢者が増加するなか、認知症高齢者の急増が予測されています。在宅生活の継続には、認知症に対する地域のさらなる理解と、認知症施策の推進およびサービスの充実が必要です。

施策への反映 ⇒ ◆認知症支援の充実（P46）

(4) 地域の通いの場の確保による社会参加の促進

高齢者の健康づくり活動等への参加意向が高くなっています。高齢者の地域への参加を促進するため、情報提供の充実や、多様な趣味・趣向に応じたサロン等の活動の活性化につなげることが必要です。

施策への反映 ⇒ ◆地域福祉ネットワーク活動の推進（P33）

(5) 在宅生活を可能とする重層的なサービス提供体制の構築

高齢者が在宅で生活を持続するため、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。

在宅で専門的な医療を受けられる、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の強化が必要です。また、在宅生活を支えるサービス提供体制の確保が必要です。

施策への反映 ⇒ ◆医療と介護の連携（P35）
◆介護保険サービスの提供体制の充実（P52）

(6) 介護者への支援

介護離職が社会的問題となるなか、地域の相互の支え合いや、介護者の不安解消、介護離職とならないよう効果的なサービス提供など、在宅介護に対する支援の充実を図ることが重要です。

施策への反映 ⇒ ◆介護者への支援（P48）
◆介護保険サービスの提供体制の充実（P52）

4 施策体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕

『健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡』

1 地域包括ケアの推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域福祉ネットワーク活動の推進【重点】
- (3) 相談体制と情報提供の充実
- (4) 医療と介護の連携【重点】

2 健康づくりと介護予防の推進

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進【重点】
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【重点】

3 社会参加と生きがいづくりの促進

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会参加の推進
- (3) 雇用・就労対策の推進

4 認知症施策の推進と家族介護者への支援

- (1) 認知症支援の充実【重点】
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 介護者への支援【重点】

5 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

- (1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり
- (2) 防災・防犯・交通安全対策の推進
- (3) 生活支援サービスの推進

6 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

- (1) 介護保険サービスの提供体制の充実【重点】
- (2) 介護サービスの質の向上と適正な運営

1 地域包括ケアの推進

現状と課題

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域福祉ネットワーク活動の推進
- (3) 相談体制と情報提供の充実
- (4) 医療と介護の連携（医師会との連携促進）

高齢者の急増を踏まえて、すべての高齢者が尊厳を保ち、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、『住まい』『医療』『介護』『予防』『生活支援』が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。

本市では、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を男山東中学校圏域に一箇所増設し、高齢者が安心して暮らせる相談体制づくりの強化に取り組んでいます。

アンケート調査では、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手が「そのような人がいない」と回答された高齢者が約4割となっています。そのため、今後もほっとあんしんネットの機能強化を図るとともに、周知・啓発に努めることが必要です。

また、高齢者のひとり世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加していることから、支援が必要な高齢者を支える地域の力もますます重要となっています。見守り活動の創出、ボランティア等の協力を得ながら課題解決に向けた取り組みを行うことが重要です。

地域の課題把握、解決策に向けて地域ケア会議の充実を図ることも重要です。本市においては、市圏域として年に1、2回地域ケア会議を開催しています。圏域単位では、ほっとあんしんネット毎に実施回数が異なることから、今後も圏域毎の会議の開催を促進し、高齢者のニーズに応じた解決策へつなげることが重要です。

高齢者が最後まで在宅で生活するためには、医師会との連携を促進し、在宅で専門的な医療を受けられる体制や多職種による連携体制の強化を行い、在宅医療・介護の連携の促進を図ることが重要です。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

そのため、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなど市全域及び圏域ごとの地域課題に取り組み、地域への展開に向けて取り組みます。

さらに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化及び地域や関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制を強化します。

事業名	事業内容
ほっとあんしんネットとの連携強化	○質の高い業務を行うために、市と連携強化を図るとともに、市はほっとあんしんネットが活動しやすい環境を整備します。
ほっとあんしんネットの周知	○ほっとあんしんネットを周知するために、各種リーフレットの作成の際には情報を掲載します。また、より身近に感じられるよう、各種講座の開催や地域の集まりなど、あらゆる機会に出向き、啓発活動を行うなど、様々な方法による周知・啓発を行います。
ほっとあんしんネット職員の質の向上	○認知症高齢者への対応や医療との連携など、ほっとあんしんネットで対応する問題が多様化・複雑化しているため、各事案に基づいた研修等の情報提供を行い、職員の質の向上に努めます。
介護支援専門員の相談機能の強化	○介護保険の介護給付及び予防給付について、介護支援専門員としての業務に必要な指導・助言を行うとともに、相談しやすいネットワークの構築、個々のスキルアップに努め、相談機能を強化します。
地域ケア会議の推進	○高齢者等が住み慣れた地域で必要とするサービスが総合的に利用できるよう、市圏域や各圏域で地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、団体、事業者などの人的ネットワークと情報ネットワークの推進に努めます。また、研修等を実施し、関係機関や事業者などの連携によるサービスの質の確保と向上を図ります。
多職種の連携	○医療機関や、介護事業所などの多職種が必要な情報を共有し連携を図る多職種連携在宅療養支援協議会により、地域包括ケアの推進に努めます。
自治会組織との連携強化	○ほっとあんしんネットと地域との顔の見える関係づくりを促進し、地域で高齢者への見守り・支え合い活動を行っている自治会組織と適宜連携し、高齢者等への支援を図ります。
民生児童委員との連携の強化	○それぞれの担当地域において、民生児童委員との連携を強化し、高齢者等の実態把握と支援の仕組みづくりを構築し、高齢者に適切な保健福祉サービスが提供されるよう支援します。
認知症の家族への支援	○初期・軽度認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人が参加するオレンジカフェ（認知症カフェ）や、認知症の方を支援するサービスの流れなどを説明した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）などを通じ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの推進に努めます。

項目	現状（2016 年度）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ほっとあんしんネットへの相談件数	1,040 件	1,100 件	1,200 件	1,300 件
地域ケア会議の開催数	9 回	12 回	15 回	20 回
オレンジカフェの参加者数	185 人	200 人	220 人	250 人

(2) 地域福祉ネットワーク活動の推進

ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を拠点に、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

また、地域福祉ネットワークの形成に向けて、社会福祉協議会が中核となり、ふれあいサロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進します。

事業名	事業内容
社会福祉協議会による地域福祉活動の充実	○地域福祉ネットワークの中核を担う社会福祉協議会が実施する事業の周知や福祉情報の提供などを充実します。また、市民の地域福祉活動への参加を促進します。
民生児童委員活動の促進	○府及び府民児協と連携して民生児童委員の資質の向上に努め、地域で高齢者や介護をしている家族等を見守るネットワークの中心的な役割と、地域住民の身近な相談相手としての活動を促進します。
福祉委員会活動の促進	○高齢者に対する交流の場づくりや見守り活動を行う福祉委員会の自主的な取組であるふれあいサロン活動を支援し、思いやりと助け合いの地域づくりを促進します。
ボランティア・NPO等多様な主体による助け合い・支え合い活動の推進	○高齢者に対するボランティア活動が継続的に展開されるよう、社会福祉協議会のボランティア活動センター機能の強化を支援し、ボランティアの資質向上に努めます。また、高齢人口が増えていくなかで多様・複雑化する課題に対し、必要に応じてボランティアの協力を得ながら課題解決に取り組みます
絆ネットの構築の推進（地域懇談会）	○高齢者、障がい者、児童等の要配慮者に対する見守りや生活支援などの福祉課題の解決に向けて、地域住民や地域団体が主体となって取り組む絆ネットの構築を支援します。
むすびの談話（福祉専門職座談会）	○児童福祉・障がい者福祉・高齢者福祉分野を超えた専門機関の連携体制の構築を行うため連絡会や交流会を実施し、必要に応じた情報共有や支援を行います。

(3) 相談体制と情報提供の充実

ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心として、介護に関する身近な相談窓口の強化や支援を図る体制、制度の周知を進めます。

また、各種行事や出前講座などの機会を積極的に活用し、介護保険制度や地域支援事業等について、わかりやすい情報提供を行います。

事業名	事業内容
相談窓口の連携	○高齢者等の各種相談に対応し、適切な助言・支援が行えるようほっとあんしんネット、保健・福祉・介護・障がいの担当課等、様々な相談窓口との連携を強化し、市民の利便性の向上に努めます。
関係機関等の連携	○高齢者や家族に対する相談・情報の提供を適切に、また、円滑に行えるよう、ほっとあんしんネット、保健・福祉・介護・障がいの担当課や、自治会組織、民生児童委員、居宅サービス事業所、社会福祉協議会等と適宜、連携し、情報共有に努めます。
広報の充実	○介護保険制度、地域支援事業等について、市のホームページや広報紙をはじめ出前講座等の多様な機会を活用し、市民に周知・啓発を図ります。
情報提供機能の充実	○高齢者及びその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等についての情報が得られるよう、ほっとあんしんネットの情報提供機能の充実に努めます。
苦情処理体制の強化	○ほっとあんしんネットや市の介護保険に関する相談窓口において、苦情相談を受けられる体制を強化します。 寄せられた苦情に対しては、調査や助言などを行い、苦情等の処理に当たるとともに、関係機関との連携調整を行います。

(4) 医療と介護の連携

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、医療・介護サービスやさまざまな生活支援サービスを継続的、包括的に提供できる体制づくりが重要です。

そのため、医師や介護事業者などで構成される多職種連携在宅療養支援協議会を設置し、多職種が適宜、連絡・会議等で情報を共有し、連携が図れるよう支援します。

事業名	事業内容
医療と介護の連携	○在宅で療養する高齢者等が途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスを提供されるよう、かかりつけ医、病院、ほっとあんしんネット、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所等の多職種が適宜、連絡・会議等で情報を共有し、連携が図れるよう支援します。
多職種による連携(再掲)	○医療・介護機関などの多職種が必要な情報を共有し連携を図る多職種連携在宅療養支援協議会を設置し、地域包括ケアの推進に努めます。
在宅療養に関する情報収集と情報提供	○ターミナルケアや認知症高齢者等への在宅療養に対応するため、地域の医療機関等との連携に向けた取組を推進します。

2 健康づくりと介護予防の推進

現状と課題

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（協議体の設置、生活支援コーディネーターの設置、多様なサービスの確保、居場所づくり）

本市の高齢者の介護・介助が必要となった要因として、女性で「骨折・転倒」等、男性で「脳卒中」「心臓病」等の生活習慣に起因する疾病の割合が高くなっています。高齢者の実態に沿った効果的な介護予防事業を推進するとともに、市民の健康意識の向上や生涯にわたって学び、体を動かし「健康」で「幸せ」に暮らす地域づくりを推進することが重要です。

アンケート調査では、身体機能や、転倒の不安について、加齢とともに増加傾向となっています。身体機能の低下は外出を控える要因の一つであり、生活機能が低下する以前から運動機能の改善等、高齢者の身体機能改善を図ることが必要です。

また、現在治療中、または後遺症のある病気を何らか抱えている高齢者も多く、元気なうちから健康づくりの意識・意欲の向上を図ることが重要です。

高齢者が健康で活動的な生活を送るために、元気な高齢者が生活支援・介護予防サービスの担い手としても期待されています。健康づくりから介護予防まで、総合的な取組みを推進するため、圏域毎の生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、地域に根付いた多様な人材による多様なサービスの構築が重要です。

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

健康寿命の延伸のためには、日頃からの健康づくりなど介護予防を意識した取組みが必要です。

本市では、平成 26 年度から健康マイレージ事業を実施しており、参加者は年々増加しています。また、健康フェスタ等のイベントも各種実施しており、引き続き市民の健康意識に対する普及啓発を行っていきます。

さらに、健康教育や広報などを通じ、各種健（検）診の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、特定健康診査・各種ガン検診を主とした各種健（検）診の受診促進に向け、さまざまなライフスタイルに合わせた受診しやすい健（検）診体制の検討などの取組みを推進します。

事業名	事業内容
健康づくり意識の醸成	○やわたスマートウェルネスシティ計画の各目標を達成するために、疾病予防と健康の維持・増進を図るために、個人の健康に対する健康管理意識を育てるとともに、家庭における健康的な生活に取り組むために、情報提供や啓発活動を効果的に行い、健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。
社会参加の促進	○高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するために、介護支援サポーター事業や、地域活動拠点の整備等を推進します。
生活習慣病予防の推進	○生活習慣病予防を効果的に行うため、疾病の特性や対象者のおかれた生活環境等を踏まえて、各種健康相談や健康教育を実施します。また、疾病の早期発見・早期治療を目的として各種健診（検診）を受診することの必要性を周知・啓発するとともに、健診（検診）受診率の向上に努めます。
かかりつけ医の重要性の啓発	○生活習慣病や老人性疾患などを適切に予防するには、日頃からかかりつけ医に相談できる関係ができていることが重要であるため、かかりつけ医の必要性を啓発します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から現在の介護予防事業を見直し、住民主体の継続的な通いの場としての介護予防事業を展開します。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、身近な場所で地域住民が主体となる活動が継続できるよう支援の充実が必要です。

多様な担い手による多様なサービスを充実させるために、地域のリーダーを育成し、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの構築を目指します。

また、圏域ごとに地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の把握、関係機関のネットワーク化を図ります。

事業名	事業内容
地域での介護予防の推進	○地域において閉じこもり予防や運動器の機能向上等の教室を定期的で開催し、介護予防の推進を図るとともに、介護予防のための取組について、ほっとあんしんネット等が積極的に協力し介護予防の推進に努めます。
介護予防の普及啓発	○各種関係団体と連携し、高齢者を対象に介護予防に関する情報提供を行うとともに、体操やゲーム等を通じて参加者同士の交流による閉じこもりの予防を促進します。また、高齢者健康相談を通して介護予防に関する基本的な知識の普及啓発に努めます。
社会参加の促進（再掲）	○高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するために、介護支援サポーター事業や、地域活動拠点の整備等を推進します。
見守り支援対象者把握事業	○65 歳以上の第1号被保険者（要介護認定で要支援、要介護の認定を受けている高齢者を除く）を対象に基本チェックリストを発送し、回答結果により生活機能に低下があると判断された人に対し、介護予防教室の案内を実施しています。
権利擁護事業	○虐待防止及び早期発見、成年後見制度及び権利擁護事業の周知・啓発を行うとともに、制度の利用支援や虐待等での介護老人福祉施設等への一時保護・入所の支援など、尊厳のある生活を維持し続けるための支援を行います。

事業名	事業内容
包括的・継続的ケアマネジメント事業	○一人ひとりの状態の変化に対応できるよう、生活全体を勘案した包括的・継続的ケアマネジメントの実現を図ります。また、地域の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが個人では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないよう、地域ケア会議等を実施することで、資質・専門性の向上に努めます。
在宅医療・介護連携の推進	○高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域の医療・介護関係機関の連携体制の構築に努めます。
認知症施策の推進	○認知症に関する知識の普及啓発や早期発見・診断・対応の仕組みづくりを行うとともに、認知症初期集中支援チーム、認知症リンクワーカーの活動を推進します。
生活支援・介護予防の推進（生活支援サービス体制整備）	○日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する業務を推進します。また、生活支援サービスの開発、担い手の育成を進めていきます。
家族介護者交流	○市内の在宅で介護をしている家族を対象として、介護者同士の交流の場を提供したり、家族介護者教室で適切な介護方法を身につけたりすることを目的として実施します。
紙おむつ等助成	○紙おむつ等の支給により、経済的負担の軽減だけでなく、要介護認定者の生活環境の改善を含め在宅介護の支援を行います。
家族介護者慰労金助成	○過去1年間、介護保険サービスを利用していない在宅で生活する重度要介護認定者を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、家族介護の継続を支援します。
短期入所	○おおむね65歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援します。
成年後見制度利用支援	○虐待や親族不詳等により申立困難な高齢者に対し成年後見制度の市長申立を活用するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。
福祉用具・住宅改修支援	○高齢者の心身の状態に応じた特定福祉用具の選定や住宅改修を支援し、在宅生活が維持できるよう支援します。
シルバーライフラインシステム整備	○ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の継続を支援するために緊急連絡用等に通報装置を貸与し設置します。
配食サービス	○ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者に配食サービスを行うとともに、日常的な見守り・安否確認を実施します。
社会参加の促進（再掲）	○高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するために、介護支援サポーター事業や、地域活動拠点の整備等を推進します。
介護給付費適正化	○利用者が本人らしい在宅での生活を維持できるよう質の高い、効果的なサービス利用ができるよう居宅介護支援事業者等が計画するケアプランの助言・指導を行うとともにサービス提供者に対しては国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護給付費の適正な利用にむけての管理に努めます。

事業名	事業内容
多様なニーズへの対応	○団塊の世代が高齢期を迎えることによる活動ニーズの多様化を踏まえ、高齢者の趣味や教養をより一層深めることができるように、各種教養講座等の充実とともに、多様な学習内容の提供を図ります。また、高齢者の学習成果を活かすため、学校教育、社会教育や地域社会の中で活躍できる機会づくりに努めます。
生涯スポーツの推進	○市民一人ひとりが、生涯の各時期・場面でそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツを楽しむ生涯スポーツを推進します。
生涯学習情報のネットワーク化	○生涯学習関連施設のネットワーク化を推進し、施設の利用状況や講座等の開催、サークル・団体の活動内容などの情報提供に努めます。これにより、いつでも・どこでも・だれでも気軽に参加できる学習活動の展開を図ります。
学習資料・情報の提供	○市民図書館で、目に優しいように大活字本を揃えるとともに、高齢者の利用施設に老眼鏡などを備えます。視力の低下した高齢者のために朗読ボランティアにより録音された録音図書を用意します。

また、八幡市が実施する各事業の概要については、次のとおりです。

事業名		内容
訪問型サービス	訪問介護(旧介護予防訪問介護相当)	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供します。
	訪問型サービスB	協力員等により、家事支援等簡易なサービスを提供します。
通所型サービス	通所介護(旧介護予防通所介護相当)	従来の介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。
	通所型サービスB	事業の特性、地域のニーズに応じた通いの場の確保や、介護予防・閉じこもり予防のためのサービスを提供します。
	通所型サービスC	生活機能を改善させるための約3カ月程度の短期集中予防サービスです。
介護予防ケアマネジメント		介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者や事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。

事業名	内容
介護予防把握事業	各地域において収集した情報等（例えば、民生委員などの地域からや医療機関、保健部局、等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを把握し、介護予防に資する活動へつなげます。
介護予防 普及啓発事業	介護予防に資する知識の普及として啓発媒体の作成や配布、介護予防教室、相談事業を実施します。
地域介護予防 活動支援事業	介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動の支援及び地域組織の育成を地域の実情に応じて支援します。

項目	現状（2016 年度）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
通所型サービス B 事業所設置数	2 カ所	2 カ所	3 カ所	4 カ所
通所型サービス C 延参加者数 （平成 28 年度は二 次予防事業）	1,417 人	1,500 人	1,600 人	1,700 人

3 社会参加と生きがいのづくりの促進

現状と課題

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会参加の促進
- (3) 雇用・就労対策の推進

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や多様な社会活動等に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりが重要です。

本市では、高齢者に様々な学習の機会を提供し、サークル活動や介護予防教室を開催するなど高齢者の憩いの場の充実を図っています。

今後も、社会の価値観の多様化や高齢者ニーズに応じた学習、文化活動、スポーツ等の機会の提供が必要です。

また、高齢者等に関するアンケート調査では、地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してもよいと回答された高齢者は5割強となっています。

高齢者の社会参加に対する潜在的なニーズに十分に伝えていくため、関係団体等と連携・協働して、積極的な社会参加へのきっかけづくり、高齢者が活躍しやすい地域づくりに向けた取り組みが重要です。

さらに、団塊の世代が高齢期を迎え、就労機会の確保を図るとともに、これまで培ってきた技能や経験を活かした働きがい、生きがいを生み出す場を提供することが重要です。

(1) 生涯学習の推進

高齢者人口が増加する中で、健康でいきいきと暮らすことができるよう、遊び、学び、コミュニケーションなどを通じて生きがいを持つことが重要です。

高齢者が生涯にわたって、個性を発揮し、心豊かに健康で充実した生活を送るために、趣味、教養にとどまらず、社会の変化に対応した新たな知識・技術が得られるような学習の機会の提供に努めます。

(2) 社会参加の推進

高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が地域における生活支援サービスの担い手として活動することも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。

事業名	事業内容
高齢者のつどいの場の確保	○高齢者の憩いと交流の場、サークル活動や老人クラブ活動の場として充実に努めます。
老人クラブ運営支援	○高齢者同士が知識を高めて教養を身につけお互いを励まし、地域社会との交流など、高齢期の生活を健全で豊かなものにしようとする老人クラブの活動を支援します。
社会参加の促進（再掲）	○高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するために、介護支援サポーター事業や、地域活動拠点の整備等を推進します。
地域における世代間交流の促進	○地域における世代間交流を推進するため、行事等に高齢者が参加しやすい環境づくりを行います。
学校等における世代間交流の促進	○子どもたちが、高齢者や福祉について関心を持ち、自ら考え、行動できる力を養うことを目的に、保育所や幼稚園、小学校等の行事等での子どもたちと高齢者との交流を促進します。また、高齢者の多様な経験や培われた技能等を活用し、子どもたちの豊かな経験・創造力等の育成を図ります。
ボランティア活動広報・啓発の推進	○市民が八幡市社会福祉協議会内に設置されているボランティア活動センターの機能を知ることにより、ボランティア活動に関心を持ち、有効活用できるよう、ポスターやリーフレットなどを作成し、周知を行います。
団塊の世代への福祉意識の醸成と福祉活動への参加の促進	○団塊の世代の高齢化に伴い、地域活動への潜在的な参加希望者の増加が予測されることから、団塊の世代の人たちが福祉活動へ参加できるように情報の提供やきっかけづくりを行います。
ふれあいサロン活動支援	○各地域のふれあいサロンの開催を支援し、住民の孤立を防止するとともに、住民交流を図ります。

項目	現状（2016年度）	2018年度	2019年度	2020年度
介護支援サポーター登録者数	90人	120人	140人	160人

(3) 雇用・就労対策の推進

高齢者の培ってきた知識や技能を活かしながら、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センター等と連携しながら、高齢者の就労に対する理解促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供等に努めます。

事業名	事業内容
シルバー人材センターへの運営支援	○高年齢者の豊富な技能や経験を活かせる多様な就業機会の確保と福祉の増進を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

4 認知症施策の推進と家族介護者への支援

現状と課題

- (1) 認知症支援の充実（地域の見守りネットワークの充実）
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 介護者への支援

高齢化の進展により、認知症高齢者も今後さらに増えることが予想される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域全体で高齢者を見守ることが重要です。また、八幡市あんしんネットワークを構築し、協力事業所による見守りと搜索の協力体制づくりを進めています。

本市では、ケアパス（認知症ガイドブック）や市ホームページによる認知症に関する周知啓発活動に加え、出前講座にて認知症サポーター養成講座を実施しています。また、介護の日講演会にてオレンジロードつなげ隊による啓発も行っています。一方、市内2カ所でオレンジカフェを実施していますが、参加者が伸び悩んでいる状況です。

在宅介護実態調査では、在宅介護者においては、認知症状への対応に不安を感じる方も多くいます。今後も、本人や家族の方が相談をしやすい環境づくりや認知症に関する制度の普及啓発に向けた取り組みが重要です。

また、認知症になっても安心して在宅生活を継続できるよう、成年後見制度などの権利擁護の周知・啓発の促進とそれらに関する相談支援の充実が重要です。また、高齢者に対する虐待防止と虐待されている高齢者を発見した場合に適切な対応ができる仕組みづくりを推進します。

(1) 認知症支援の充実

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及啓発の推進を図ります。また、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

認知症の初期の段階で医療・介護関係機関が連携し、認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行うなど、認知症を早期発見・診断・対応していくため、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心に認知症初期集中支援チームの構築を図ります。

事業名	事業内容
認知症に関する知識の普及・啓発	○認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成や、認知症に対する理解を深め、その対応策について普及啓発を図ることを目的とした認知症ガイドブック（認知症ケアパス）、認知症を支援する人で組織し、地域特性に応じて普及啓発活動を行うオレンジロードつなげ隊などにより、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。
認知症予防の推進	○介護予防事業の中で認知症予防を目的とするプログラムの取組や、認知症予防に関心のある人が参加するオレンジカフェ（認知症カフェ）の開催などを通じ、認知症予防の推進を図ります。
認知症施策の推進（再掲）	○認知症に関する知識の普及啓発や早期発見・診断・対応の仕組みづくりを行うとともに、認知症初期集中支援チーム、認知症リンクワーカーの活動を推進します。
地域ネットワークによる認知症高齢者及びその家族への支援	○認知症高齢者に対するケアが必要となったときに、かかりつけ医と専門機関やほっとあんしんネットが連携して適切な支援ができるよう努めます。
認知症の家族への支援（再掲）	○初期・軽度認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人が参加するオレンジカフェ（認知症カフェ）や、認知症の方を支援するサービスの流れなどを説明した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）などを通じ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの推進に努めます。
地域密着型サービスの充実とサービスの質向上	○認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護をはじめとする地域密着型サービスにおいて認知症高齢者に対するサービスの充実を図ります。また、介護支援専門員やサービス提供事業者が認知症に対する知識と理解の習得を促し、質の向上を図ります。
認知症高齢者への対応	○警察署、協力機関の協力をもとにさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったときにできる限り早期に発見・保護することを目的とした八幡市あんしんネットワーク（徘徊ＳＯＳネットワーク）を推進します。
小・中学生に対する福祉意識の醸成	○身近に高齢者と触れ合う機会が減少しているなか、次代を担う子どもたちを対象に、高齢者や認知症に関する理解の促進をめざした小・中学校における福祉教育や地域での取組を進めます。 ○社会福祉協議会ボランティア活動センターと連携し、ボランティアグループの協力のもと、高齢者との交流や福祉体験等を通じた学習の実施などにより、福祉意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の育成と支援に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動の重要性を周知・啓発するとともに関係機関との連携を図り、早期発見のためのネットワークを強化します。

地域包括支援センターの権利擁護業務と、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を併せて行うことで、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、広報・啓発活動を強化します。

事業名	事業内容
高齢者の権利擁護事業の推進	○高齢者の権利侵害を防ぎ、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、虐待や親族不詳等により申立困難な高齢者に対し成年後見制度の市長申立を行います。成年後見制度の利用が高まるなかで、専門職による後見人だけではなく、市民の中から後見人を育成する市民後見人の必要性について検討していきます。
高齢者虐待に関する周知・啓発	○一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深められるよう知識の普及啓発に取り組みます。また、虐待事案が発生した場合には、市等へ通報する義務があることを、地域住民をはじめ介護保険事業者や関係団体、関係機関に周知します。
高齢者虐待防止ネットワークの確立	○地域において総合的な相談窓口となるほっとあんしんネットを中心に、関係機関等の連携による高齢者虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。
高齢者虐待に関する通報・届出の周知と相談・対応窓口の設置	○高齢者虐待の疑いがある場合、通報等の義務があることの周知を図るとともに、ほっとあんしんネットに相談・対応窓口を設置し、迅速に対応できるように努めます。
被虐待者の保護	○虐待を受ける高齢者の保護・分離の必要が生じた場合、短期入所、施設入所等が必要となることから、関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を図ります。

(3) 介護者への支援

家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援を充実します。

また、介護保険制度や高齢者福祉サービス、相談窓口等の情報提供については、家族介護者にとってのわかりやすさ・入手しやすさを重視し、ガイドブックを見直すなど情報内容や提供方法を改善し、必要な支援が必要な時に活用できるよう努めます。

事業名	事業内容
家族介護者交流（再掲）	○市内の在宅で介護をしている家族を対象として、介護者同士の交流の場を提供したり、家族介護者教室で適切な介護方法を身につけたりすることを目的として実施します。引き続き、介護に不安を抱えているが交流の機会のない介護者の方が参加できるよう事業内容の向上に努めます。
紙おむつ等助成（再掲）	○紙おむつ等の支給により、経済的負担の軽減だけでなく、要介護認定者の生活環境の改善を含め在宅介護の支援を行います。
家族介護者慰労金助成（再掲）	○過去1年間、介護保険サービスを利用していない在宅で生活する重度要介護認定者を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、家族介護の継続を支援します。
家族への支援	○介護者への理解を深め、地域における支え合いの輪を広げることを目的とした介護の日講演会や、オレンジカフェ（認知症カフェ）、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）などを通じ、家族への支援を行います。
地域からの支援	○認知症に対する理解や地域での支えあいを目的とした認知症サポーターや、警察、協力機関等によりネットワークを構築し、地域でのさりげない見守り活動をおこなう八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）の推進に努めます。
短期入所（再掲）	○おおむね65歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援します。

項目	現状（2016年度）	2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーター養成講座受講者数	326人	400人	400人	400人
八幡市あんしんネットワーク協力機関登録数	45機関	100機関	110機関	120機関

5 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

現状と課題

- (1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり
- (2) 防災・防犯・交通安全対策の推進
- (3) 生活支援サービスの推進

今後、高齢化の進展により、身体機能が低下した場合でも健康な人と同じように外出ができ、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加が支障なく行えるよう、さらに環境整備の充実を図ることが重要です。

また、地震などの災害時や緊急時への対応が行えるよう今後も防災・防犯対策の推進や高齢者が安心かつ安全に生活するための、安全性の高いまちづくりを進めることが重要です。

さらに、今後、地域住民等の力を活用した生活支援サービスの充実が求められています。特に多様な生活上の困りごとへの支援が必要となる高齢者のひとり世帯や高齢者夫婦のみ世帯に対する支援が重要です。

(1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅の適切な維持、管理に努めます。また、地域や家庭との結びつきを重視し、高齢者向けの住宅に関する情報提供等を行います。また、公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めます。

事業名	事業内容
高齢者の住まいに関する情報提供	○介護保険施設や介護付き有料老人ホーム等「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）、「京都府福祉のまちづくり条例」「八幡市福祉のまちづくり要綱」等に基づきバリアフリー化を推進します。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、高齢者が多様な住まいを選択することができるように、関連する情報の収集や提供に努めます。
福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）、「京都府福祉のまちづくり条例」「八幡市福祉のまちづくり要綱」等に基づきバリアフリー化を推進します。
福祉のまちづくりの普及推進	○広報紙への関連記事の掲載をはじめパンフレットや福祉のまちづくりガイドマップなどの作成・配布などによりPR活動を行い、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。
公共施設のバリアフリー化	○誰もが安心して活用できるよう、既存の公共施設を改修する際にはバリアフリー化の推進を図ります。
道路のバリアフリー化	○交差点部分の段差解消、勾配の緩和や視覚障がい者誘導ブロックの設置など、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの道路整備を推進します。

(2) 防災・防犯・交通安全対策の推進

防災・防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者支援制度（災害時要援護者支援制度から名称が変更）については、避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域団体、福祉関係者等が連携して制度を周知、普及し、地域が主体となった支援体制の整備を推進します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるよう交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

事業名	事業内容
防災意識の啓発	○高齢者のみ世帯への防火訪問などにより、出火防止及び避難方法等について指導するとともに、火災報知器の設置、防災製品の使用について普及・啓発します。また、防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するほか、各種情報媒体を活用して防災意識の啓発に努めます。
地域防災力の向上	○自主防災組織の育成と組織の強化・充実を推進し、地域住民相互の助け合いにより、災害時に救助活動が行えるように地域の防災力の向上に努めます。
大規模災害発生時の避難態勢の整備	○八幡市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時の避難が迅速に行えるよう、支援が必要な高齢者の把握や関係各課・機関、住民団体等の連携・協力による緊急連絡網及び避難体制の確立に努めます。
介護保険施設における避難体制の支援	○介護保険施設等の協力をもとに支援が必要な高齢者の二次避難所（福祉避難所）の整備を図ります。
市民の支え合いによる防犯対策の推進	○隣近所が互いに声かけ合うとともに、特に高齢者のみ世帯に対しては、地域での見守り体制の確立を推進します。
消費者啓発の推進と相談の充実	○高齢者を狙った悪質商法などによる消費者被害にあわないよう、生活情報センターを中心に啓発を行うとともに、相談体制の充実に努めます。
交通安全教室の開催	○警察や交通安全協会、自治会組織、学区福祉委員会、民生児童委員、老人クラブ連合会等と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全への意識啓発に努めます。

(3) 生活支援サービスの推進

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りのかねたサービスを充実します。また、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを、自治会等の住民組織を始め、介護事業者を含めたNPOや民間企業、住民ボランティア等との連携を図ることにより、多様なサービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

事業名	事業内容
配食サービス（再掲）	○ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者に配食サービスを行うとともに、日常的な見守り・安否確認を実施します。
寝具乾燥等サービス	○在宅の高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な人を対象に、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施します。
シルバーライフラインシステムの整備（再掲）	○ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の継続を支援するために緊急連絡用等に通報装置を貸与し設置します。
日常生活用具給付等	○ひとり暮らし高齢者等に対し、福祉電話の貸与・電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具の給付を行います。
福祉用具・住宅改修支援（再掲）	○高齢者の心身の状態に応じた特定福祉用具の選定や住宅改修を支援し、在宅生活が維持できるよう支援します。
軽度生活援助	○おおむね 65 歳以上の高齢者等のいる低所得世帯に対し、在宅生活において病気やけが等で一時的に支援が必要となった場合、家事などのホームヘルプサービスを実施します。
短期入所（再掲）	○おおむね 65 歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援します。
老人憩いの家	○60 歳以上の人の憩いと交流の場、機能訓練や介護予防教室、社会福祉協議会による認知症デイサービス実施施設として老人憩いの家「八寿園」を運営します。

項目	現状（2016 年度）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
生活支援体制整備協議体の会議開催回数	7 回	17 回	17 回	17 回

6 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

現状と課題

- (1) 介護保険サービスの提供体制の充実（地域密着型サービスの充実）
- (2) 介護サービスの質の向上と適正な運営

住み慣れた地域で介護サービスの必要な人が暮らし続けるためには、身近な地域でサービスの提供が受けられることが重要です。特に、高齢者のひとり世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加に伴い、地域性を捉えつつ、地域に根ざしたサービスの提供が求められています。そのため、地域密着型サービス等の在宅生活を支えるサービス提供体制の確保が必要とされます。

また、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

そこで、利用者の視点に立ったサービスを確保、維持するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化をより一層推進していくことが重要となります。

(1) 介護保険サービスの提供体制の充実

既存事業者の規模拡大や新規事業者の参入の促進について、サービス供給体制を安定的に確保していくため、本市の要介護等認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等を踏まえながら、必要に応じて、サービス体制の充実を図ります。

(2) 介護サービスの質の向上と適正な運営

介護保険制度の定着によりサービス利用件数は年々増加しており、それに伴ってサービスの質の向上、事業者やケアマネジャー等の資質の向上が求められています。事業者の介護サービスの質の向上を目的とした自己評価や第三者による評価の取組が進むように、京都府と連携を図りながら支援に努めます。

また、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

介護人材の確保に関しては、ハローワークや介護サービス事業所等関係機関と連携し、介護職の魅力等について普及啓発を図ります。また、介護人材の定着促進に関しては、介護職場で必要とされる知識の習得を目指す研修会の開催など、さらなる取組の強化を推進します。

事業名	事業内容
介護支援専門員活動支援	○ほっとあんしんネット主任介護支援専門員が中心となり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とする研修の実施や活動支援を行います。 ○ケアプラン作成支援 利用者の増加とともに様々な要望に対応するため、介護支援専門員を対象にケアプラン作成技術の向上のための研修会等を実施します。 ○介護支援専門員の相談窓口の設置 介護支援専門員の業務全般に対する相談に応じる窓口を、ほっとあんしんネットに設置し、助言指導を行います。
介護相談	○ほっとあんしんネットの機能強化を図るとともに在宅介護支援センターと連携し、介護者の多岐にわたる相談に対応し、適切な助言・支援が行えるよう努めます。
介護サービス情報の提供	○情報開示の推進 利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、すべての介護サービスの内容や整備状況に関する情報及びサービス評価の結果等を検索できる福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET』（ワムネット）で公開するよう助言します。 ○インターネットの活用 市のホームページに、介護保険制度の仕組みを掲載します。介護認定等の申請書類のダウンロードもできるようにします。
介護保険制度の普及啓発	○広報紙や市のホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス提供事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民サービスの向上に努めます。
要介護認定への取組	○適切な認定調査の実施 認定調査要領の作成や認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行うなど、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。 認定調査において、被保険者の状況を把握し認定結果に適切に反映することができるように、同席者への聞き取りを行うとともに、コミュニケーションが難しい場合には、その内容を認定調査の特記事項へ記載するよう指導します。

事業名	事業内容
要介護認定への取組	○公平・公正な介護認定審査会の運営 京都府と連携し、介護認定審査会委員の認定調査に関する知識の習得・向上のための取組を行うほか、医師会と連携して主治医意見書の記載内容の充実に向けた取組を行います。
サービスに関する相談・苦情体制の強化	○適切かつ迅速な相談・苦情体制 市は保険者として、利用者の一番身近な相談窓口として、相談や苦情に対し適切かつ迅速な対応を行います。ほっとあんしんネットにおいても、誰もが適切な支援を受けられるよう相談体制をさらに強化していきます。事業者への指導や広域性・専門性を必要とする相談や苦情については、京都府や国民健康保険団体連合会、消費者センターとの連携を強化することにより、解決に向け事業者への指導・助言を行います。 ○不服審査への対応 京都府介護保険審査会に申し立てる行政不服審査請求に関しては、市民の事前の相談に対応するとともに、迅速かつ適切に対応します。
利用者・介護者への支援の充実	○情報提供の充実 健康や福祉、介護保険サービスについて理解促進を図るため、広報紙やホームページ、リーフレットなどによる情報提供に努めるとともに、高齢者等に対してサービス提供事業者等の情報などについて、よりわかりやすい情報提供の方法を工夫します。 情報が伝わりにくい高齢者等に対しては、市が実施する様々な事業を通じて情報提供に努めます。 ○訪問相談 個々のニーズや外出が困難な人に対応するため、必要に応じて訪問相談を行います。 ○保険料の減免 生活保護は受給していないものの、収入が少ないなどの理由から生計が困難である人については、引き続き保険料の減免制度を実施します。 ○各種制度の周知 サービス利用者に対し、要介護認定の更新勧奨通知や高額介護サービス費の勧奨通知を行うなど、各種制度の情報提供に努めます。 市民税非課税世帯の人が介護保険施設等を利用した場合、食費や居住費の負担が軽減されるなどの各種減免制度の周知や社会福祉法人等による利用者負担額減額制度の周知に努めます。
事業者への支援の充実	○事業者への情報提供 介護保険制度や高齢福祉施策など幅広い情報について、地域ケア会議等において適宜、情報提供します。 ○事業者の情報開示の推進 引き続き独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET』（ワムネット）等を活用し、事業者からの情報収集に努め、広報等による積極的な情報提供を図ります。また、サービス提供事業者に対しても、『WAMNET』（ワムネット）等を通じたサービスに関する情報の開示を働きかけます。さらに、サービスの質の向上といった観点から、介護保険事業者自らが行う自己評価の普及・促進に向けた取組について、事業者への働きかけを行います。 ○事業者への相談・指導 サービス事業者との連絡会等あらゆる機会を通じ、介護サービス事業者に対する指導・助言を行い介護サービスの質の向上に努めます。地域密着型サービスや居宅介護支援事業所については、本市に指定・指導権限があることから、事業者に対する立ち入り調査を実施するなど適切な指導・監督を行い、利用者に対し適切なサービスの提供が行われるよう取り組みます。適切なケアマネジメントやサービス提供ができるようにほっとあんしんネットが中心となってケアマネジャーの支援を行います。

事業名	事業内容
介護人材の確保及び定着促進	○複雑化、多様化する介護ニーズに対応できる人材の育成及びサービスの担い手である人材の確保、定着促進の取組に向けて、介護職員初任者研修受講料補助制度の普及や、市内社会福祉法人が開催している介護職員初任者研修の普及・啓発を推進します。

項目	現状（2016 年度）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ケアプランのチェック	0 件	10 件	15 件	20 件
認定調査状況チェック	全件	全件	全件	全件

1 介護保険事業の推計の手順

第7期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計を行いました。

①被保険者数

第1号被保険者数(65歳以上)・第2号被保険者数(40～64歳)について、2018年度～2020年度の推計を行いました。



②要介護等認定者数

被保険者数に対する要介護等認定者数(認定率)の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、2018年度～2020年度の要介護等認定者数を推計しました。



③施設・居住系サービスの量

要介護等認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計しました。



④在宅サービス等の量

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。



⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。



⑥第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第7期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

2 介護保険事業の対象者数の推計

(1) 人口等の推計（被保険者数の推計）

本市の65歳以上人口は、2020年度には21,731人、2025年度には21,505人と推計します。高齢化率は、年々増加し、2020年度には30.9%、2025年度には32.0%と推計します。後期高齢化率は年々増加し、2020年度には14.8%、2025年度には19.4%と推計します。

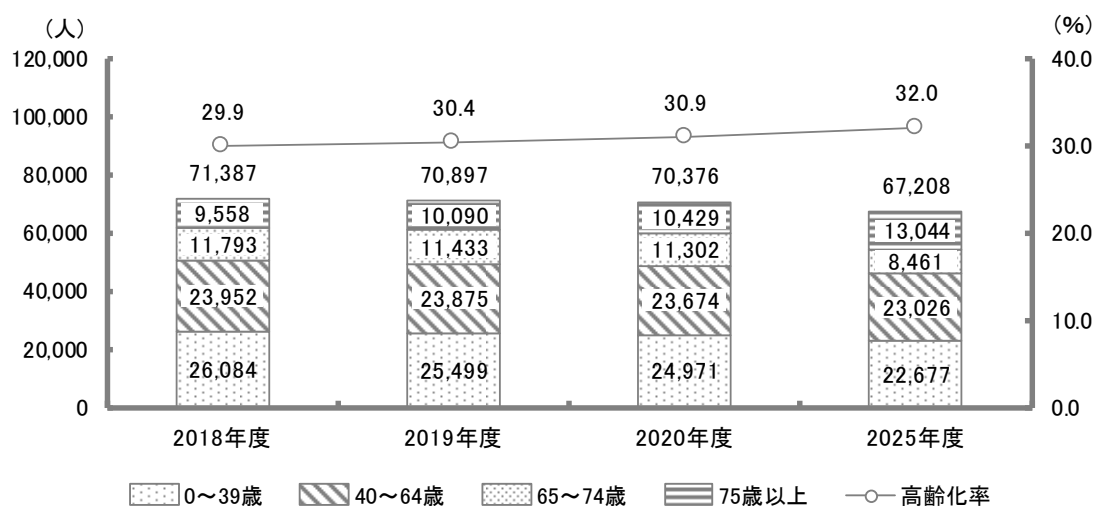
【人口等の推計】

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総人口	71,387	70,897	70,376	67,208
0～39歳	26,084	25,499	24,971	22,677
40～64歳	23,952	23,875	23,674	23,026
65歳以上	21,351	21,523	21,731	21,505
65～74歳	11,793	11,433	11,302	8,461
75歳以上	9,558	10,090	10,429	13,044
高齢化率	29.9%	30.4%	30.9%	32.0%
前期高齢化率	16.5%	16.1%	16.1%	12.6%
後期高齢化率	13.4%	14.2%	14.8%	19.4%

※人口推計については、平成24年から平成28年9月末の住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

【人口等の推計】



(2) 要介護（要支援）認定者数等の推計

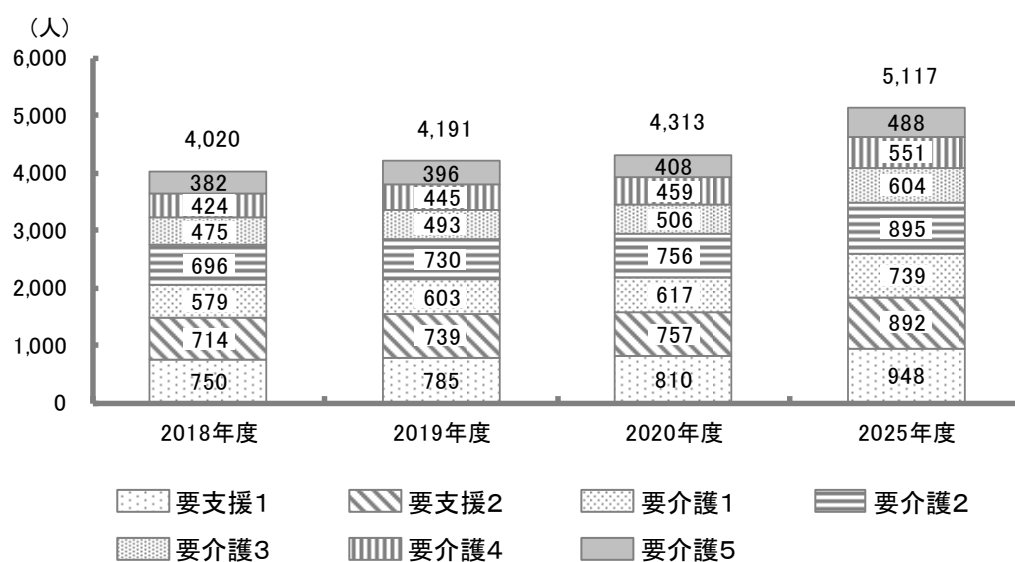
要介護（要支援）認定者数は、2020 年度には 4,313 人、2025 年度には 5,117 人と推計します。

【要介護（要支援）認定者数の推計】

(単位：人)

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
要支援 1	750	785	810	948
要支援 2	714	739	757	892
要介護 1	579	603	617	739
要介護 2	696	730	756	895
要介護 3	475	493	506	604
要介護 4	424	445	459	551
要介護 5	382	396	408	488
合 計	4,020	4,191	4,313	5,117

【要介護（要支援）認定者数の推計】



3 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

訪問介護・介護予防訪問介護については、独居高齢者や重度者を在宅で支える上で重要なサービスであり、利用者の心身の状況、生活環境や家族の状況を踏まえ、アセスメントとケアマネジメントに基づき、適切なサービスが提供できるよう充実に努めます。

また、医療系サービスについては、利用の増加が予測されるため、医師会等と連携し医療と介護の連携を図り、住み慣れた地域で安心した生活が維持できるよう訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の充実に努めます。

居宅介護支援・介護予防支援については、利用者が本人らしい生活を在宅で維持することができるよう医療、介護、福祉を有機的に連携させ、自立支援に資するケアプランを作成し、支援がなされるよう事業者への助言や指導に努めます。居宅介護支援事業所については、平成 30 年 4 月 1 日に市へ指定権限が委譲されることから、サービスの標準化や公平性を確保するため、ケアプランチェック、地域ケア会議を通じて、適切なケアプランの作成を支援します。

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス（あんしんサポートハウス）については、利用者個人との契約により居宅サービスを受けることとなりますが、居住の場の確保という観点から、既存の施設の状況を踏まえ、その必要性について検討していきます。

(2) 地域密着型サービスの充実

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、既存事業所のサービス体制の充実に図り、質の高いケアを提供できるよう支援していきます。

地域密着型通所介護については、平成 28 年度から定員 18 人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行されたことから、その事業の必要性について検討していきます。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などに伴い、高齢者の尊厳が守られ安心できる住まいのひとつとして、今後需要が高まることが予測されます。入居者に対する適正なサービスが提供されるよう関係機関と連携を図り、施設整備についてはその必要性を検討していきます。

看護小規模多機能型居宅介護については、医療と介護の連携を図り、住み慣れた地域で在宅生活を送れる体制を充実させるため整備していきます。

(3) 施設サービスの充実

介護療養型医療施設は、平成30年3月末日の廃止が決まっていますが、受け皿となる新しい介護保険施設「介護医療院」の設置が決定され、新施設に転換するための準備期間が「6年間」と設定されました。今後、介護医療院の制度内容を把握し、転換支援策に加えて、介護報酬や人員配置、設置基準など費用面や医療の充実度などを勘案し、ニーズに応じた提供体制が確保できるよう関係機関と連携を図ります。

介護老人福祉施設については、入所者の尊厳の保持と自立支援の観点から重度高齢者・認知症高齢者への個別ケア推進の取組について支援していきます。

介護老人保健施設については、既存施設において在宅復帰・在宅療養支援を強化し、医療と介護の連携を図る拠点の一つとして支援していきます。

(4) 共生型サービスの推進

介護保険法等の改正により、高齢者や障がいのある人がともに同一の事業所でサービスが利用できる「共生型サービス」が創設されます。障がいのある人が、障害福祉サービス事業所で介護保険サービスを受けることができるよう、障がい福祉担当部署と連携し、その事業の必要性について検討していきます。

4 介護保険サービスの見込み

【居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービスの量および給付費の見込み】

区分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費（千円）	377,540	402,783	425,916	518,246
	回数（回）	11,031	11,762	12,436	15,125
	人数（人）	512	538	564	656
訪問入浴介護	給付費（千円）	34,949	34,964	34,964	44,811
	回数（回）	239	239	239	306
	人数（人）	38	38	38	49
訪問看護	給付費（千円）	117,759	129,565	142,463	164,767
	回数（回）	2,408	2,636	2,885	3,317
	人数（人）	235	257	281	322
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	14,937	15,391	15,850	19,923
	回数（回）	417	430	443	557
	人数（人）	33	34	35	44
居宅療養管理指導	給付費（千円）	55,085	57,965	60,862	77,843
	人数（人）	438	461	484	617
通所介護	給付費（千円）	426,652	450,316	473,899	555,741
	回数（回）	4,293	4,514	4,734	5,496
	人数（人）	443	466	489	568
通所リハビリテーション	給付費（千円）	362,425	390,552	417,761	585,137
	回数（回）	3,507	3,761	4,025	5,596
	人数（人）	409	438	469	650
短期入所生活介護	給付費（千円）	101,009	101,054	101,054	116,117
	日数（日）	947	947	947	1,086
	人数（人）	115	115	115	131
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	37,355	37,372	37,372	45,721
	日数（日）	261	261	261	319
	人数（人）	46	46	46	56
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	99	99	99	99
	日数（日）	1	1	1	1
	人数（人）	1	1	1	1
福祉用具貸与	給付費（千円）	149,589	157,234	164,895	195,356
	人数（人）	856	898	942	1,097
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	6,108	6,108	6,108	6,108
	人数（人）	17	17	17	17
住宅改修費	給付費（千円）	14,275	14,275	14,275	14,275
	人数（人）	15	15	15	15
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	210,363	210,458	210,458	210,458
	人数（人）	89	89	89	89

区分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護	給付費 (千円)	13,953	19,531	25,103	37,714
	人数 (人)	8	11	14	22
夜間対応型訪問 介護	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)	25,687	25,699	25,699	35,910
	回数 (回)	216	216	216	299
	人数 (人)	17	17	17	23
小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	77,739	80,190	82,567	95,826
	人数 (人)	31	32	32	35
認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	170,289	170,365	170,365	170,365
	人数 (人)	56	56	56	56
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	給付費 (千円)	0	0	56,702	56,702
	人数 (人)	0	0	24	24
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	給付費 (千円)	114,901	114,953	114,953	114,953
	人数 (人)	34	34	34	34
看護小規模多機 能型居宅介護	給付費 (千円)	44,263	72,048	72,048	72,048
	人数 (人)	18	29	29	29
地域密着型通所 介護	給付費 (千円)	47,734	49,190	50,632	51,017
	回数 (回)	496	523	531	544
	人数 (人)	37	39	40	41
(3) 施設サービス					
介護老人 福祉施設	給付費 (千円)	621,260	621,538	621,538	621,538
	人数 (人)	209	209	209	209
介護老人 保健施設	給付費 (千円)	1,009,501	1,009,953	1,009,953	1,009,953
	人数 (人)	307	307	307	307
介護医療院 (2025 年度は介 護療養型医療施 設を含む)	給付費 (千円)	0	0	9,314	36,674
	人数 (人)	0	0	2	8
介護療養型 医療施設	給付費 (千円)	108,912	108,961	99,647	
	人数 (人)	24	24	22	
(4) 居宅介護支援	給付費 (千円)	232,091	243,833	256,389	299,205
	人数 (人)	1,264	1,326	1,394	1,618
合計	給付費 (千円)	4,374,475	4,524,397	4,700,886	5,156,507

【介護予防・地域密着型介護予防サービス量および給付費の見込み】

区分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	給付費（千円）				
	人数（人）				
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	103	103	103	103
	回数（回）	1	1	1	1
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円）	16,491	17,167	17,902	20,511
	回数（回）	358	373	390	447
	人数（人）	44	46	49	56
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,117	1,118	1,118	1,490
	回数（回）	33	33	33	44
	人数（人）	3	3	3	4
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	5,271	5,562	5,754	6,710
	人数（人）	49	52	54	63
介護予防通所介護	給付費（千円）				
	人数（人）				
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	92,508	97,323	101,307	117,482
	人数（人）	213	224	234	271
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	1,905	1,906	1,906	1,906
	日数（日）	26	26	26	26
	人数（人）	5	5	5	5
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	201	201	201	201
	日数（日）	2	2	2	2
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	24,991	25,921	27,008	31,425
	人数（人）	298	312	328	381
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	2,568	2,568	2,568	2,568
	人数（人）	10	10	10	10
介護予防住宅改修	給付費（千円）	15,168	15,168	15,168	15,168
	人数（人）	13	13	13	13
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	20,122	20,132	22,766	25,401
	人数（人）	22	22	25	28
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	105	105	105	105
	回数（回）	1	1	1	1
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	9,891	10,447	10,999	13,140
	人数（人）	10	11	12	15
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	2,616	2,617	2,617	2,617
	人数（人）	1	1	1	1
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	41,154	43,160	45,367	52,487
	人数（人）	747	783	823	952
合計	給付費（千円）	234,211	243,498	254,889	291,314

5 標準給付費、地域支援事業費の見込み

【総給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
合計	4,608,686	4,767,895	4,955,775	5,447,821
在宅サービス	2,350,722	2,508,918	2,637,462	3,199,160
居住系サービス	403,390	403,572	462,908	465,543
施設サービス	1,854,574	1,855,405	1,855,405	1,783,118

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	4,605,191	4,820,010	5,069,754	5,572,519
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	165,000	165,000	165,000	165,000
高額介護サービス費等給付額	144,183	145,407	146,631	152,752
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,911	19,448	22,365	36,000
算定対象審査支払手数料	5,379	5,648	5,931	7,309
標準給付費見込み額 計	4,936,664	5,155,513	5,409,681	5,933,580

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
地域支援事業費	252,743	265,391	276,855	378,311
介護予防・日常生活支援総合事業費	166,407	176,055	187,519	267,213
包括的支援事業・任意事業費	86,336	89,336	89,336	111,098

6 介護保険料基準額の設定

(単位：千円)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	合計
標準給付費見込額 (①)	4,936,664	5,155,513	5,409,680	15,501,858
地域支援事業費 (②)	252,743	265,391	276,855	794,989
第 1 号被保険者負担分相当額 (③ = (① + ②) × 23%)	1,193,564	1,246,808	1,307,903	3,748,275
調整交付金相当額 (④ = (① + 介護予防・日常生活 支援総合事業費) × 5%)	255,154	266,578	279,860	801,592
調整交付金見込額 (⑤ = ① × 各年度交付割合)	62,768	92,236	114,183	269,187

審査支払手数料 1 件あたり単価	60 円	60 円	60 円	
審査支払手数料支払件数	89,654 円	94,137 円	98,844 円	282,635 円
審査支払手数料差引額	0 円	0 円	0 円	0 円
市町村特別給付費等	0 円	0 円	0 円	0 円
財政安定化基金拠出金見込額 (⑥)				0 円
介護保険給付費準備基金取崩額 (⑦)				296,000,000 円
保険料収納必要額 (⑧ = ③ + ④ - ⑤ + ⑥ - ⑦)				3,984,679,794 円

予定保険料収納率 (⑨)				98.5%
所得段階別加入割合補正後被保険 者数 (⑩)	21,893 人	22,069 人	22,283 人	66,246 人

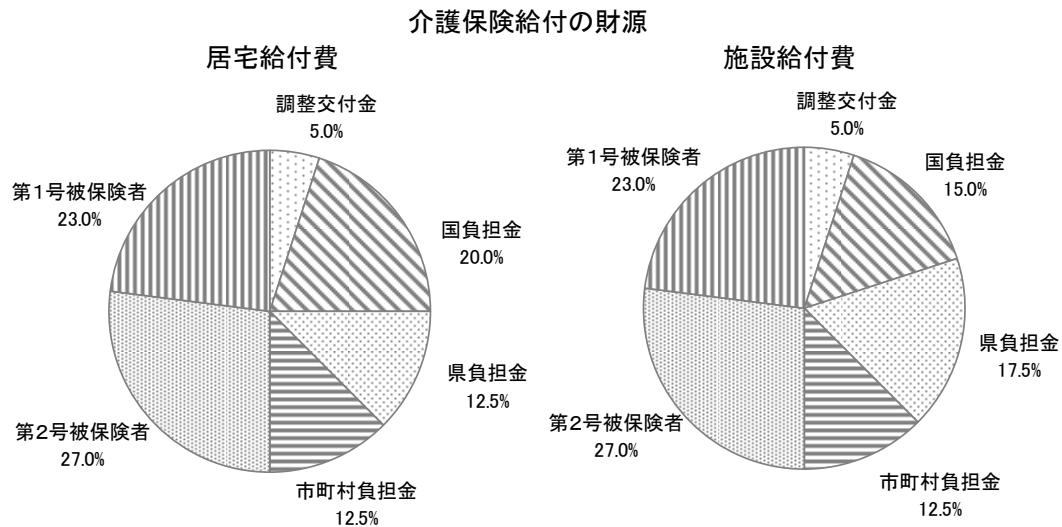
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額				
年額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩)				63,000 円
月額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				5,250 円

【 介護保険特別会計の構造 】

① 介護保険給付に係る財政の構造

介護保険給付の財源については、公費（国・県・市が負担）と介護保険料（第1号被保険者と医療保険に加入している第2号被保険者が負担）でまかなわれます。

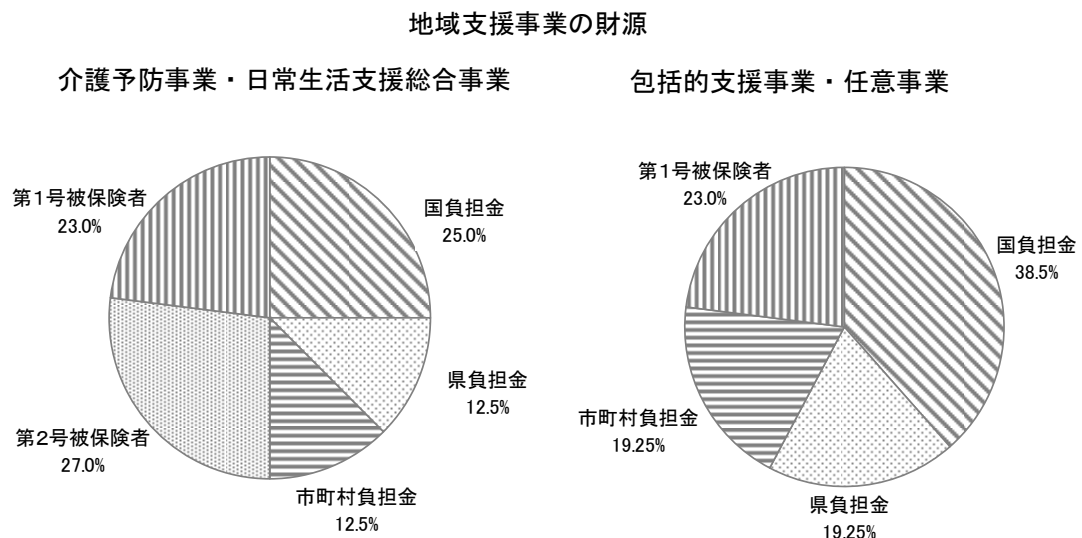
第1号被保険者の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期：17%、第2期：18%、第3期：19%、第4期：20%、第5期：21%、第6期：22%で、第7期：23%となります。



② 地域支援事業に係る財政の構造

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業で構成されています。

財源については、介護予防・日常生活支援総合事業は、【前年度の予防給付(訪問介護・通所介護・予防支援)＋介護予防事業】×75歳以上高齢者の伸び率の範囲内とされています。



【第1号被保険者の所得段階別保険料 年額 63,000 円（月額 5,250 円）】

区分	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金（※1）の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額（※2）＋公的年金等収入額（※3）が80万円以下の方	基準額×0.40	25,200 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	40,950 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	44,100 円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	56,700 円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	63,000 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.08	68,040 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.25	78,750 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	94,500 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	100,800 円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	113,400 円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	126,000 円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.20	138,600 円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円を以上800万円未満の方	基準額×2.30	144,900 円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.35	148,050 円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1000万円未満の方	基準額×2.40	151,200 円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×2.45	154,350 円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、平成 27 年度より第 1 段階の負担割合を軽減しております。

※ 1 : 「老齢福祉年金」とは、明治 44（1911）年 4 月 1 日以前に生まれた方、または大正 5（1916）年 4 月 1 日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※ 2 : 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

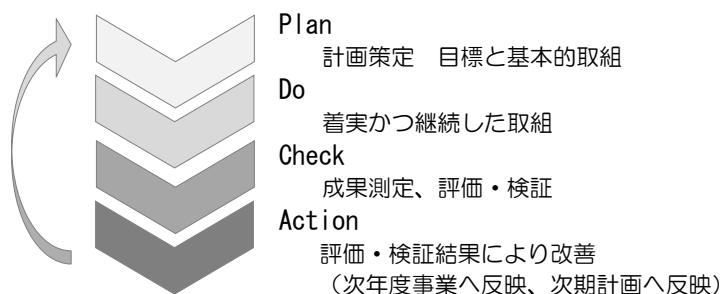
※ 3 : 「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

1 計画の進行管理

本計画では、できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように、地域包括ケアシステムの考え方のもと、市民をはじめとする高齢者を取り巻くすべての人や関係機関、関係団体が協働により、基本理念の「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」の実現に向けて取組を推進することが重要となります。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、適宜、取組の実施状況の把握・点検・評価を踏まえ、適切な計画の進行管理を行います。

本市においては、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。今後、地域の実情を踏まえ、協議体や地域ケア会議、多職種連携在宅療養支援協議会を推進し、生活支援施策、認知症施策、在宅医療・介護連携に関して事業の見直しを図り、施策へ反映してまいります。また、国が今後示す評価指標に対する取組についても実施し、評価・検証・分析を行っていきます。

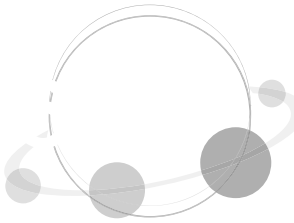


(1) 八幡市介護保険事業計画等策定委員会

本計画の円滑で確実な実施を図るため、適宜、委員会において本計画の進捗状況の点検、評価等の進行管理を行います。

(2) 八幡市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営協議会

市民、医療や福祉の関係者による地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況や地域密着型サービス事業者の指定等の事項の審議を行います。



資料編

1 八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項

(設置)

第1条 「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」の実現をめざし、高齢者が健康でいきいきと暮らせる総合的な施策の推進を機能的に推進するため、八幡市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 八幡市介護保険事業計画等の策定に関すること
- (2) 八幡市介護保険事業計画等の進行管理に関すること
- (3) その他高齢者保健福祉事業についての調査研究に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療福祉関係団体の代表
- (3) 被保険者の代表

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から3年とする。

2 市長は、委員から退任の申出があったとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

任期：平成 27 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日

職種	氏名	備考
学識経験者	坂 本 勉	佛教大学
学識経験者	堀井 節子	京都光華女子大学
学識経験者	室崎 千重	奈良女子大学
医療福祉関係者 (京都府綴喜医師会)	茨木 和博	いばら木整形外科
医療福祉関係者 (社会福祉協議会)	辻井 正隆	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会
医療福祉関係者 (あんしん療養病院)	山尾 昌文	社会医療法人美杉会 男山病院
医療福祉関係者 (介護老人福祉施設)	遠州 伸高	社会福祉法人八幡福祉協会 特別養護老人ホーム京都八勝館
医療福祉関係者 (介護老人保健施設)	木戸 真祐美	医療法人社団医聖会 介護老人保健施設梨の里
医療福祉関係者 (居宅サービス・福祉系)	池上 圭介	株式会社サンてらす
医療福祉関係者 (居宅サービス・医療系)	岡本 年子	医療法人昭洋会ケアプランセンター
医療福祉関係者 (地域密着型サービス)	和田 聡史	社会福祉法人秀孝会 グループホーム京都ひまわり園
医療福祉関係者 (地域包括支援センター)	水口 智子	社会福祉法人若竹福祉会 八幡市地域包括支援センターやまばと
医療福祉関係者 (民生児童委員会)	石川 純	八幡市民生・児童委員協議会
第 2 号被保険者	日原 隆雄	公募

3 策定経過

年月日	内容
平成 28 年 6 月 6 日 (月)	平成 28 年度 第 1 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○介護保険事業計画の概要、国の動向について ○今後のスケジュール
平成 28 年 11 月 11 日 (金)	平成 28 年度 第 2 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○介護保険事業計画の概要、国の動向について ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査及び在宅介護実態調査について ○今後のスケジュール
平成 28 年 12 月 16 日 (金)	平成 28 年度 第 3 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査及び在宅介護実態調査について ○その他
平成 29 年 6 月 2 日 (金)	平成 29 年度 第 1 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査及び在宅介護実態調査結果報告について ○その他
平成 29 年 9 月 5 日 (火)	平成 29 年度 第 2 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係る基本方針、現状・重点課題、人口推計について
平成 29 年 10 月 27 日 (金)	平成 29 年度 第 3 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係る施策体系、認定者数の推計について
平成 29 年 12 月 22 日 (金)	平成 29 年度 第 4 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画素案について ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係るパブリックコメント実施について
平成 30 年 2 月 20 日 (火)	平成 29 年度 第 5 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第 7 期介護保険事業計画素案について ○第 7 期介護保険事業計画等策定に係るパブリックコメント結果及び第 7 期介護保険事業計画等策定に係る介護保険料について

※パブリックコメント実施 平成 30 年 1 月 17 日（水）～平成 30 年 2 月 6 日（火）

4 アンケート調査結果概要

(1) 八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画（第7期）策定に係る高齢者等に関するアンケート調査

① 調査の概要

ア 調査目的

本市に居住する 65 歳以上の方で、要介護認定 1～5 以外の方を対象に、生活状況や健康状態、地域の課題やニーズ等を把握し、今後の本市の高齢者保健福祉施策や介護保険制度の運営に資する基礎資料を得るために実施しました。

イ 調査対象

平成 29（2017）年 1 月 1 日現在、65 歳以上の方で、要介護認定 1～5 以外の本市に住む市民から無作為に抽出した 3,000 名

ウ 調査期間

平成 29（2017）年 1 月 23 日（月）から平成 29（2017）年 2 月 17 日（金）まで

エ 調査方法

郵送調査法（郵送配布・郵送回収）

オ 回収状況

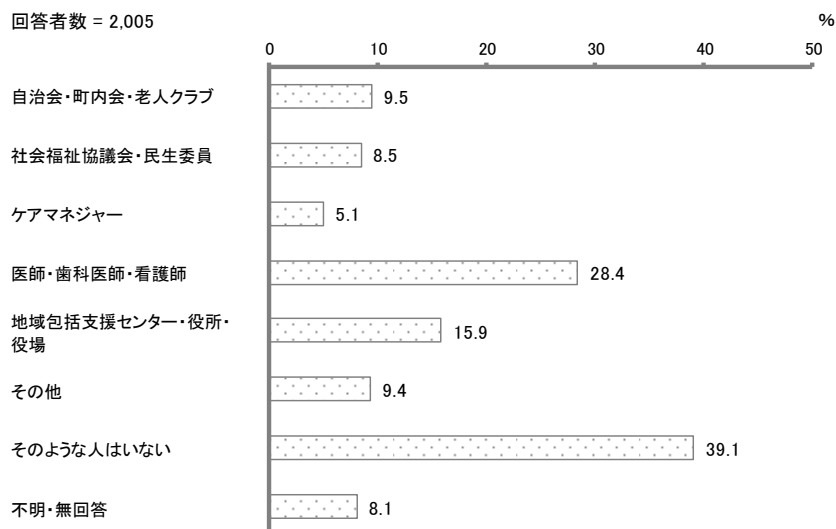
	配 布 数	回 答 数	回 答 率
男山中学校圏域	800 通	482 名	60.3%
男山第二中学校圏域	800 通	509 名	63.6%
男山第三中学校圏域	800 通	569 名	71.3%
男山東中学校圏域	600 通	364 名	60.8%
圏域無回答	—	81 名	—
合計	3,000 通	2,005 名	66.8%

② 主な調査の結果

ア 家族や友人・知人以外の相談相手について

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手が「そのような人がいない」の割合が 39.1%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が 28.4%となっています。

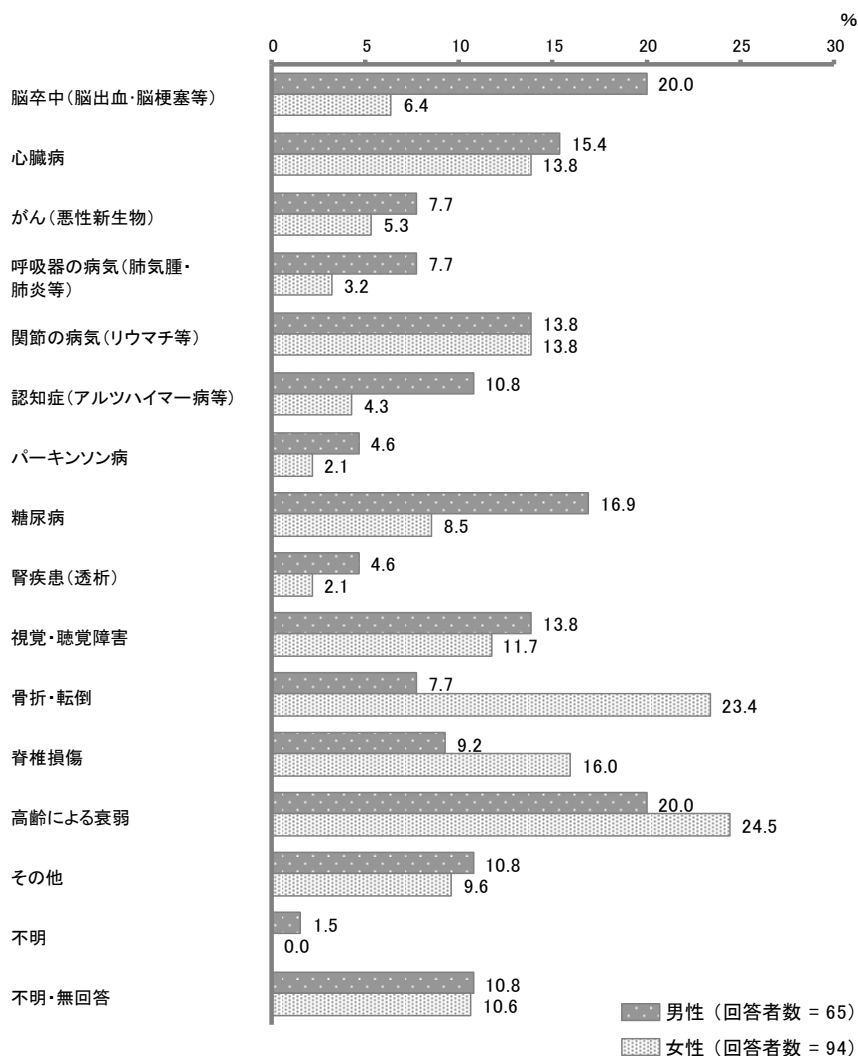
家族や友人・知人以外の相談相手について



イ 介護・介助が必要になった主な原因について

介護・介助が必要な人の介護・介助が必要になった主な原因については、女性で「骨折・転倒」等、男性で「脳卒中」「心臓病」等の生活習慣に起因する疾病の割合が多くなっています。

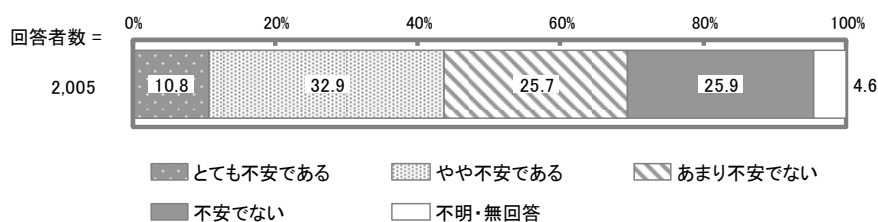
介護・介助が必要になった主な原因について



ウ 転倒に対する不安について

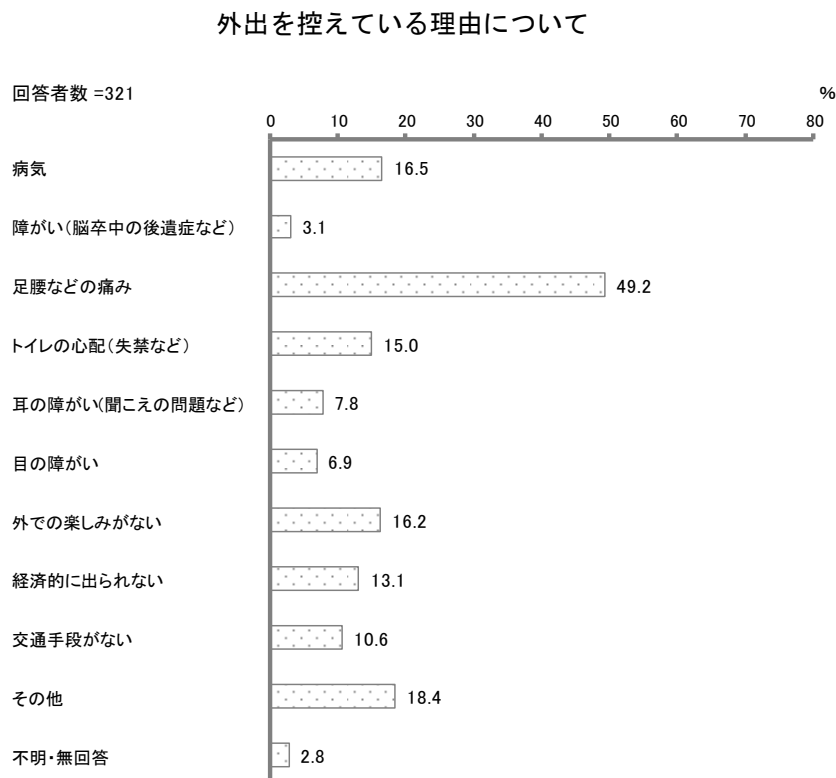
転倒に対する不安については、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた“不安である”の割合が43.7%となっています。

転倒に対する不安について



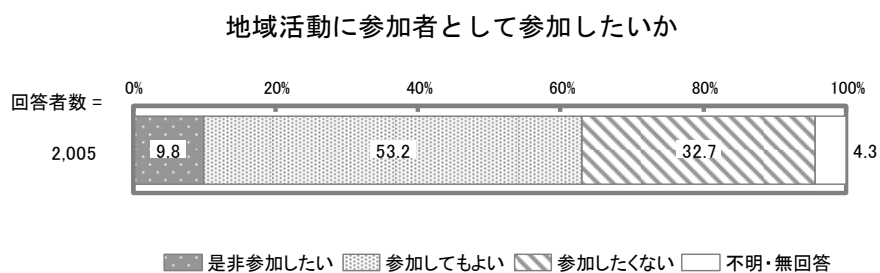
エ 外出を控えている理由について

外出を控えている理由について、「足腰などの痛み」の割合が49.2%で最も多くなっています。



オ 地域活動に参加者として参加したいか

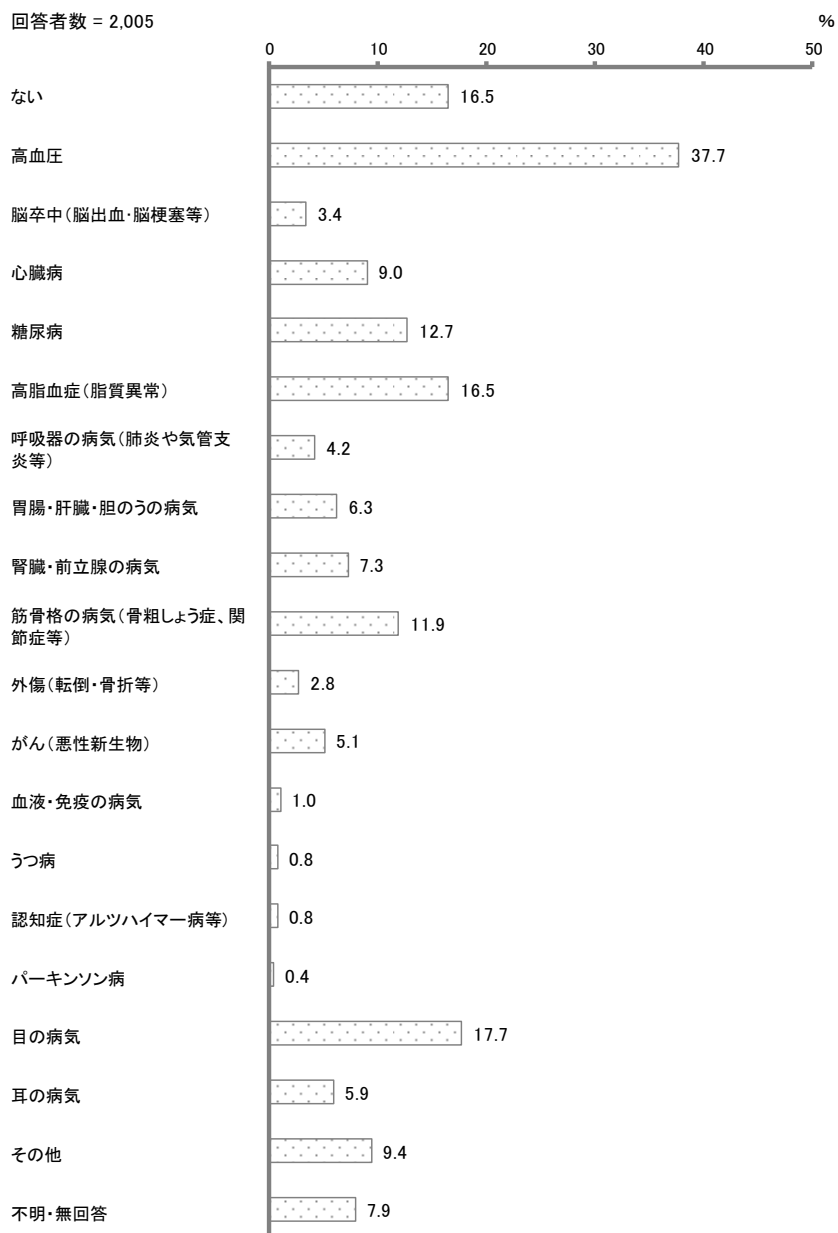
地域活動への参加者としての参加意向について、「参加してもよい」の割合が53.2%で最も多く、次いで「参加したくない」の割合が32.7%となっています。



カ 現在治療中、または後遺症のある病気について

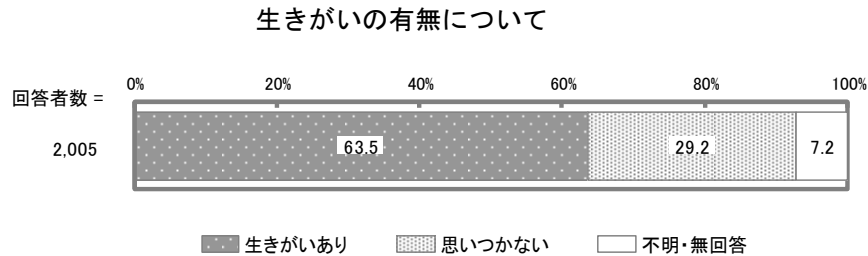
現在治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」が 37.7%で最も多く、次いで「目の病気」が 17.7%、「高脂血症（脂質異常）」が 16.5%となっています。

現在治療中、または後遺症のある病気について



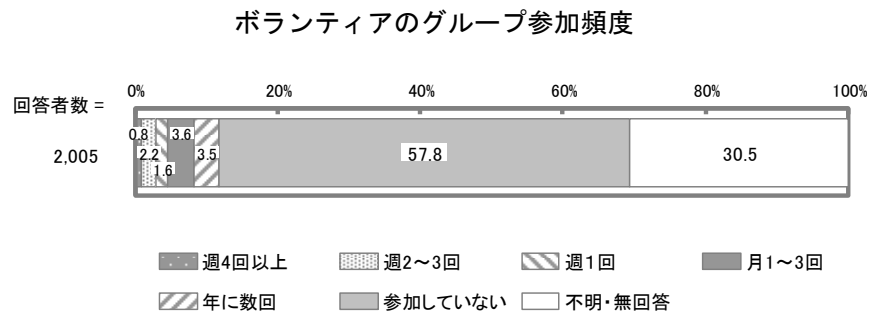
キ 生きがいの有無について

生きがいについては、「生きがいあり」の割合が 63.5%、「思いつかない」の割合が 29.2%となっています。



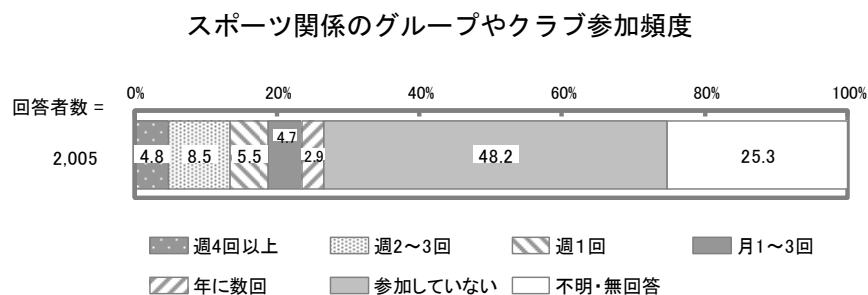
ク ボランティアのグループ参加頻度

ボランティアのグループ参加頻度は、「参加していない」の割合が 57.8%で最も多くなっています。



ケ スポーツ関係のグループやクラブ参加頻度

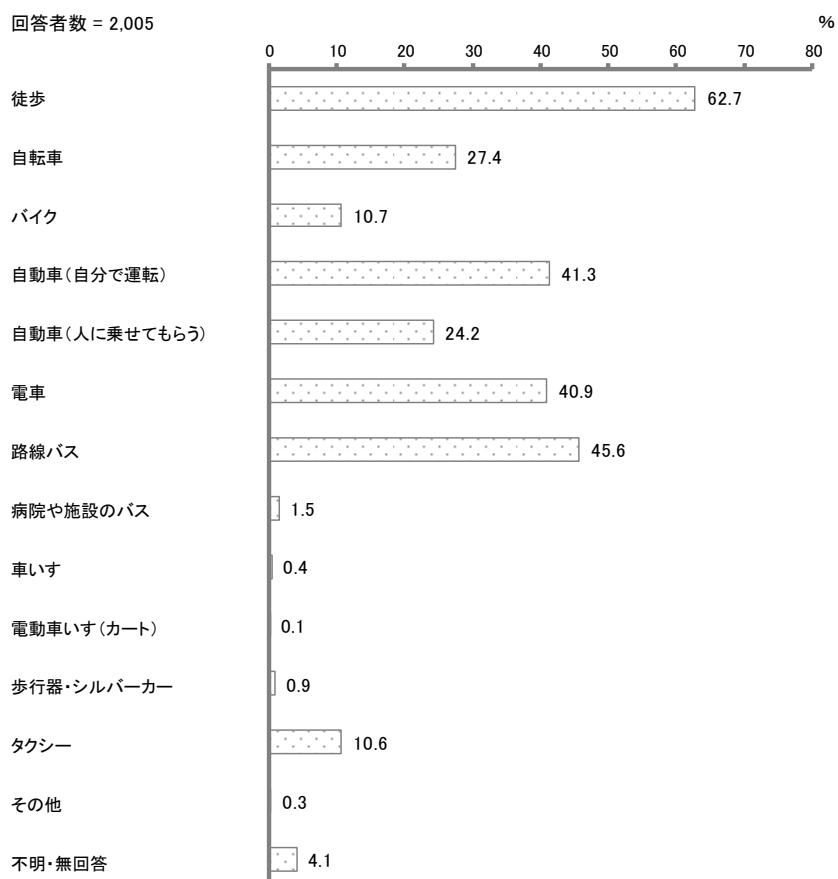
スポーツ関係のグループやクラブ参加頻度は、「参加していない」の割合が 48.2%で最も多くなっています。



コ 外出する際の移動手段について

外出する際の移動手段については、「徒歩」の割合が62.7%で最も多く、次いで「路線バス」の割合が45.6%、「自動車（自分で運転）」の割合が41.3%となっています。

外出する際の移動手段について



(2) 在宅介護実態調査の概要

① 調査の概要

ア 調査目的

第7期介護保険事業計画においては、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」との観点を盛り込むこととなります。そのため、本アンケート調査（以下、本調査）は、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」及び「家族等介護者の就労継続」を検討テーマとする「在宅介護実態調査」として実施しました。

イ 調査対象

- ①：平成28年10月から12月までの期間において、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請または区分変更申請をされた方
- ②：在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方で、対象期間内に市窓口で更新申請または区分変更申請をされた方

ウ 調査期間

- ①：平成29年1月23日（月）～2月17日（金）
- ②：平成29年1月から3月末

エ 調査方法

- ①：郵送調査法
- ②：面接調査法

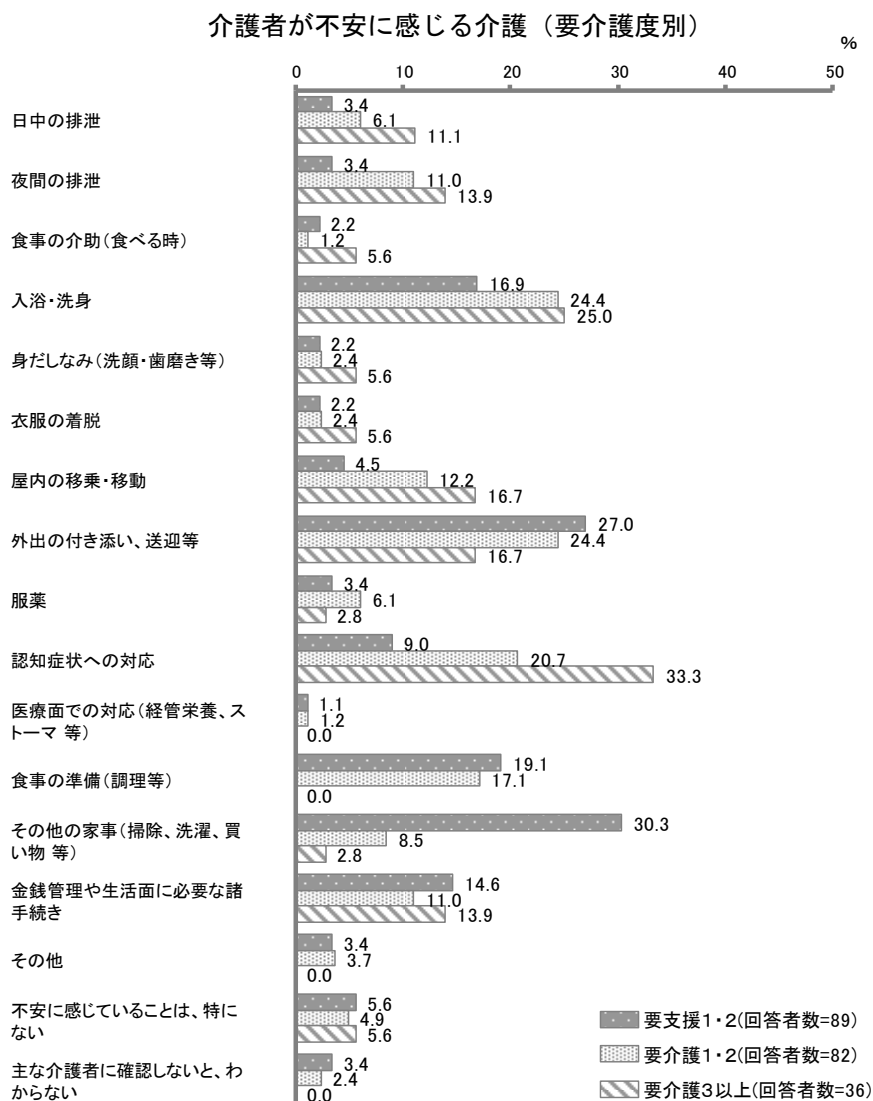
オ 回収状況

	配布数	回答数	回答率
①郵送調査法	569通	300名	52.7%
②面接調査法	38通	32名	84.2%

② 主な調査の結果

ア 介護者が不安を感じる介護（要介護度別）

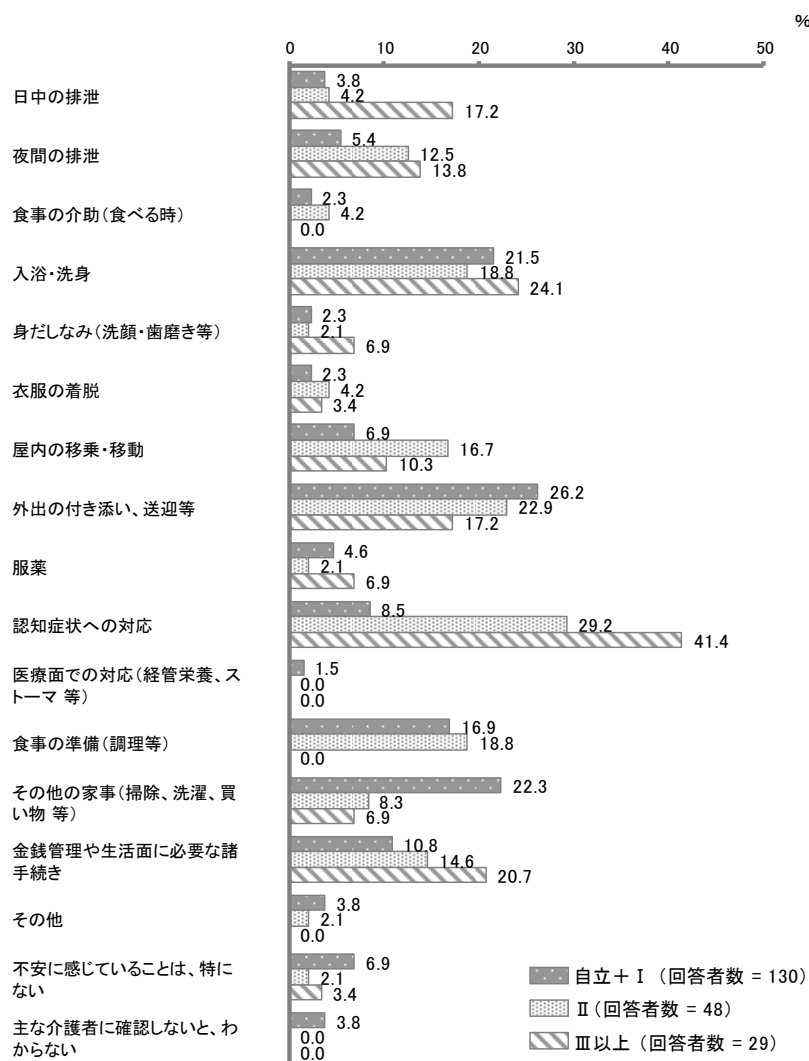
要支援の方は、家事等の生活支援に不安を感じる方が多く、要介護度が高くなるにつれ、認知症、入浴・洗身や、排泄などの身体介護に不安を感じる方が多くなる傾向がみられます。



イ 介護者が不安に感じる介護（認知症自立度別）

認知症状が進むにつれ、認知症状への対応のほか、入浴・洗身や、排泄などの身体介護、金銭管理等日常生活上の諸手続きに不安を感じる方が多くなる傾向がみられます。

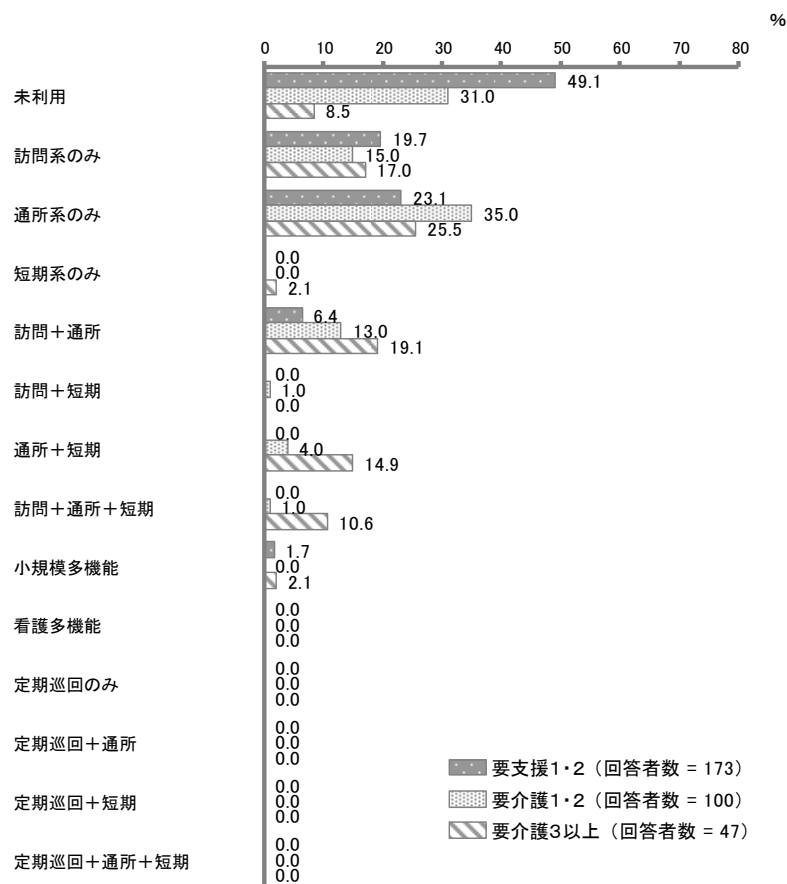
介護者が不安に感じる介護（認知症自立度別）



ウ サービス利用の組み合わせ（要介護度別）

要介護度が高くなると、本人の居場所づくりやレスパイト（家族の休息）目的などによるサービス利用が多くなる傾向がみられます。

サービス利用の組み合わせ（要介護度別）



5 用語解説

あ 行

アセスメント

介護サービス利用者の身体機能や状況を事前に把握、家族等とも相談し評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアにどのような介護が必要なのか、課題を分析すること。

一次予防事業

第1号被保険者のすべての人を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業。

一般介護予防事業

65歳以上の方を対象とした健康寿命を延ばし、少しでも長い間自立した生活を送ることを目的としたサービス。

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激策。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う介護保険制度を利用しないサービスのこと。

NPO法人

「特定非営利活動法人」。営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行う団体のこと。

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。認知症カフェともいう。

オレンジロードつなげ隊

地域で認知症の支援を行っている人を組織化した認知症の普及啓発の企画・実働部隊。キャラバンメイト、介護事業所職員、地域住民等で構成し、各地域のイベント等へ出向き普及啓発を行う。

か 行

介護医療院

病院、診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理のもとにおける介護や必要な医療等を提供する施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等のケアマネジメントを行うための専門的な知識を有する者で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な住宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者等の関係機関との連絡調整を図る者。

介護支援サポーター制度

八幡市内に在住する 65 歳以上の介護認定を受けていない高齢者が、研修を受けて、サポーターとして登録され、介護保険施設で行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを換金できる制度。

介護の日

介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として厚生労働省により定められた日。11 月 11 日。

介護保険審査会

介護保険における保険給付に関する処分や、介護保険料等の徴収金に関する処分への不服申し立てについて審査する機関。各都道府県に設置。

介護予防支援

要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整等を行う。介護予防プランは、地域包括支援センターが作成する。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様なニーズに対応するため、従来の予防給付（要支援者への介護サービス）のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する介護サービス事業者によるサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを行う事業。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者に対して体操教室等の介護予防を行う「介護予防・生活支援サービス事業」からなる。本市では平成 29 年 4 月 1 日から実施。

福祉委員会

地域でのひとり暮らし高齢者の見守りや訪問活動、居場所づくり等をはじめとした多様な活動を行う等、地域福祉推進の中核を担っている。

基本チェックリスト

運動機能や口腔機能、閉じこもり、物忘れの傾向等を尋ねる調査票。調査票に回答し、自身の生活機能の状態をチェックすることができる。

協議体

地域のネットワークを構築するため、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場。

共生型サービス

障がい者が65歳になっても、使い慣れた事業所において継続してサービスを利用しやすくすることや、高齢者や障がい児者が共に利用できることを目的にしたサービス。

京都地域包括ケア推進機構

高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で365日安心して暮らせる社会を実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係機関が結集したオール京都体制の「京都式地域包括ケアシステム」のこと。

居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整等を行う支援。

ケアプラン

介護保険において、利用者の現状から導き出された課題や希望に合わせて作成されるサービスについての計画。

ケアマネジメント

さまざまな医療や福祉のサービスを受けられるように調整し、計画をまとめること。介護支援サービスと呼ぶこともある。

健康フェスタ

健康づくりと生活習慣を見直すきっかけとして、八幡市において平成26年度より実施されている事業。

健康マイレージ

八幡市において平成26年度より実施されている事業で、健康診査や各種がん検診の受診、健康づくりに関する事業やイベントへの参加、個人目標への取組によってポイントを獲得し、社会貢献として寄付や、希望する景品に交換できる。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに代理人が権利を表明すること。

合計所得金額

年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいう。

高齢者あんしんサポートハウス

京都府が整備を進める施設。社会福祉法に基づく「軽費老人ホーム」（ケアハウス）であり、社会福祉法人等が社会福祉事業として運営している。食事提供や見守り、入浴、生活相談等必要な生活支援サービスが受けられ、介護が必要ないもののひとり暮らしは不安という高齢者も安心して暮らせる等の特色を持つ住まい。

さ 行

在宅医療・介護連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携すること。

在宅介護支援センター

介護を必要としている高齢者対策のために、必要な福祉サービスを調整し介護の相談や支援を行う機関のこと。

作業療法

身体や精神に障がいのある人が手芸や工作等の作業をすることで、動作能力や社会への適応力を改善、回復させ、自立生活を促す治療法。

事業対象者

基本チェックリストの実施により、介護予防・生活支援サービス事業に該当する対象者のこと。

住所地特例

特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所し、住所を施設の所在地に変更した場合には、施設所在市町村の介護費用の財政負担が重くなるため、その入所者については住所変更前の市町村を保険者とする特例のこと。

主任介護支援専門員

地域包括支援センター等に配置され、介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導などをおこなう専門職。

シルバーライフラインシステム

在宅のひとり暮らし高齢者等が急病等の緊急事態に遭遇した場合又は日常生活において相談等がある場合に、居宅に設置する緊急通報装置を用いて日常生活の安全を確保するシステム。

生活支援コーディネーター

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者。

生活支援サービス

住民主体、NPO法人、民間企業等の多様な主体による地域のニーズにあった多様なサービス。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た 行

多職種連携在宅療養支援協議会

地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して在宅生活を支える体制を整備するために必要な方策等について検討を行う協議会。

ターミナルケア

主に痛みの緩和等を中心に行われる、終末期の医療、看護、介護。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。

地域福祉推進計画

住民の福祉の向上のため、行政や社会福祉協議会、住民が必要な施策や事業・活動を総合的に進める計画のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための包括的な支援・サービス提供体制。

地域包括ケア見える化システム

都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を続けられることを目的とした事業所のある市区町村の市民が利用できるサービス。

出前講座

市役所の管理職員等が講師となって、市の仕事や制度、暮らしに役立つ身近なテーマについてお話しする講座。

特定健康診査

40 歳から 74 歳の被保険者、被扶養者を対象に、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防・改善を目的として実施している健診。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、対象者が健康状態を正しく理解し、生活習慣改善に役立てるよう医師、保健師等により行われる指導。

な 行

二次予防事業

基本チェックリストで把握した対象者が要介護状態等にならないように予防し、活動的で生きがいのある人生を送ることができるように支援する事業。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

認知症を発症したときから、生活機能障がいが進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う者。

認知症リンクワーカー

京都府の独自制度。認知症の人やその家族の不安に寄り添い、必要な支援をおこなう担当ワーカーとして位置付けられる者。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者が、できる限り健常者と同じ普通の生活が送れる社会を目指すという考え方。

は 行

八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）

協力事業所によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったとき、警察署、協力事業所等の協力を得て、できる限り早期発見・保護するシステム。

パブリックコメント

行政が事業計画等を策定するにあたって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するもの。

バリアフリー

障がいのある人が生活しやすいよう、物理的、社会的、心理的な障がい、情報面、制度面等の障壁を取り除くこと。

ハローワーク

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを取り扱う国の行政機関。

ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように高齢者の生活を総合的に支える機関。

ま 行

民生児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなくボランティアとして活動している。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

メタボリック症候群

内臓脂肪症候群ともいい、肥満症、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病を引き起こす要因とされている。お腹まわりが男性で 85 cm 以上、女性で 90 cm 以上が診断基準のひとつとなっている。

や 行

やわたスマートウェルネスシティ計画

身体面の健康だけではなく、個々人が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を営むことをまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせる新しい都市モデルを構築するための計画。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安全で快適な生活が送れるように住宅や環境を整えるという考え方のこと。

ら 行

理学療法

病気やけがによる運動機能の低下に対して物理的手段を用いて医学的リハビリテーションを行う治療法。

八幡市高齢者健康福祉計画及び第7期介護保険事業計画

発行年月：平成30年3月

発行：八幡市 編集：健康部 高齢介護課

住所：〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL：075-983-1111（代表）